

厚生委員会会議録

1 開会年月日

令和7年12月8日（月）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（8名）

委員長	のぐち	けんたろう
副委員長	松丸	昌史
理事	千田	恵美子
理事	沢田	けいじ
理事	宮崎	こうき
理事	たかはま	なおき
理事	田中	としかね
委員	市村	やすとし

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

副議長	高山	泰三
議員	石沢	のりゆき

6 出席説明員

成澤廣修	区長
佐藤正子	副区長
丹羽恵玲奈	教育長
新名幸男	企画政策部長
竹田弘一	総務部長
榎戸研	防災危機管理室長
鈴木裕佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢島孝幸	地域包括ケア推進担当部長
矢内真理子	保健衛生部長兼文京保健所長

川 崎 慎一郎 企画課長
菊 池 日 彦 政策研究担当課長
進 憲 司 財政課長
横 山 尚 人 広報戦略課長
畠 中 貴 史 総務課長
横 山 熱 安全対策推進担当課長
篠 原 秀 徳 福祉政策課長
瀬 尾 かおり 高齢福祉課長
鈴 木 仁 美 地域包括ケア推進担当課長
永 尾 真 一 障害福祉課長
坂 田 賢 司 生活福祉課長
佐々木 健 至 介護保険課長
佐 藤 祐 司 事業者支援担当課長
後 藤 容 子 国保年金課長兼高齢者医療担当課長
中 島 一 浩 生活衛生課長
大 武 保 昭 健康推進課長
小 島 絵 里 予防対策課長
市 川 健一郎 保健対策担当課長
大 塚 仁 雄 保健サービスセンター所長

7 事務局職員

事務局長 佐久間 康 一
議事調査主査 菅 波 節 子
議事調査担当 阿 部 隆 也

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第39号 文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第40号 文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

(2) 付託請願審査

- 1) 請願受理第49号 ワクチン接種による健康被害の救済を求める請願
 - 2) 請願受理第50号 高齢単身者（いわゆる「高齢おひとりさま」）に対する支援の強化・充実を求める請願
 - 3) 請願受理第51号 文京区においても「民泊」の規制強化を求める請願
- (3) 理事者報告
- 1) 新型インフルエンザ等対策行動計画改定について
 - 2) 男性HPVワクチン接種費用助成の変更について
- (4) 一般質問
- (5) その他
-

午前 9時58分 開会

○のぐち委員長 それでは、時間前ではございますけど、委員全員おそろいでございますので、厚生委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員御出席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしています。

なお、報告事項1に関する理事者として、榎戸防災危機管理室長、横山安全対策推進課長に御出席をいただいております。

また、加藤副区長は、病気療養のため欠席です。

○のぐち委員長 理事会についてです。

理事会についてですが、必要に応じ、協議して開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長 続きまして、本日の委員会運営についてです。

付託議案審査2件、付託請願審査3件、理事者報告2件、一般質問、その他、本会議の委員会報告について、委員会記録について、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が

円滑に運営されるよう御協力をお願いいたします。

なお、議員、理事者ともに、資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、右下にPの通し番号がある場合は、そちらを御指定くださるようお願いいたします。

○のぐち委員長 それでは、付託議案審査2件に入りたいと思います。

議案第39号、文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例、2、議案第40号、文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 おはようございます。ただいま議題とされました議案第39号及び第40号につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。議案集のデータ7ページからが第39号、9ページからが第40号となります。改正内容につきましては、議案審査資料第1号を御覧ください。

初めに、項番1の議案第39号、文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う規定整備でございます。

改正内容は、乳幼児健康診査の内容が、通所する障害児に対する健康診断の全部、または一部に相当すると認められるときは、指定児童発達支援事業者は、当該健康診断の全部、または一部を行わぬことができることとするものでございます。

続きまして、項番2の議案第40号、文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う規定整備でございます。

改正内容は、入所した障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設において、議案第39号と同様の改正を行うほか、児童福祉法の一部改正に伴う引用条文の整備を行うものでございます。

いずれも施行期日は公布の日でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○のぐち委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

沢田委員。

○沢田委員 おはようございます。まず、まずというか、私これ、基本的にはこれ一点なんですが、今回のこの制度改正の目的です。私が拝見する限りは、一種の規制緩和なんじゃないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○のぐち委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 今回の改正の趣旨でございますが、令和6年度に国の研究事業として、保育所等における乳幼児の健康診断に関する調査研究が行われております。こちらの中で、ゼロ歳児から2歳児については、尿検査の採尿が難しかったりですとか、あるいは視力・聴力のほうの検査をすることが難しいと。こうした中で、これらの健康状態を確認するために、保育所や児童発達支援センターなどでは、一定の割合の施設が保護者の同意の下に、乳幼児健康、乳幼児健診の結果を提出してもらっているというような調査結果が出ております。こうした結果を踏まえて、今回、国の方で、児童福祉法に基づく各種基準の改正が行われ、それに伴い区の方で条例改正を行うものでございます。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 まあ、規制緩和というか、負担軽減が主目的であるというような御説明だったと思うんですけどね、私、保育の現場でずっと働いてたもので、その実感からすると、この健診施設での健診の不備というのは、これ一発で指導検査の文書指摘を食らったりするわけです。非常に厄介な問題、一人でも抜けちゃうと、現場からすると。そういう意味では、この児童福祉のあらゆる現場で、これは一定の現場の職員であったり、運営事業者であったりの負担軽減になると思うんですけど、先ほどおっしゃった、その国の調査研究事業の関係もあって、今回の制度改正に関するパブコメも行われているんですよね。直近のところです。令和7年9月16日に、こども家庭庁が、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令案に関する意見募集の結果についてというのを出しているんですけど、この中で、意見が3件だけ出ているんです。その中の1件が、やはり保育現場からの意見と思われるもので、保育所等の健診業務の負担軽減に配慮いただき感謝するという内容のものなんです。ただですね、感謝はいいんですけど、その後があるんですよ。配慮はいただいているが、一方では現実問題として、同じ意見の中に書かれています、行っていることは同じでも目的が異なるため、たとえ一部でも保育所等の健康診断を行わないのは現実的ではないと、現場の声が書かれている。具体的に見ていくと、乳幼児健診は個々の発達や発育状態を見るもの。だが、保育所等の健診は集団生活での健康状態を見るもので、目的が違う。また、子

どもによって誕生日も乳幼児健診の日も異なるので、一部の子だけ保育園の健診を免除しても、ほかの子は結局しなくてはいけないので現場の負担軽減にはならないんじゃないかなというようなお話です。

区内では、お伺いした話では、これ該当する、39号のほうですね、該当するものは教育センターの児童発達支援くらいだとお伺いしているんですが、これ状況は、保育現場と大きく違わないんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長 永尾課長。

○永尾障害福祉課長 今回の条例改正に当たりましては、今、委員のほうからお話がありました、教育センターのほうとは情報共有を行っておりまして、実際、今回の条例改正を受けてどのような運用にするかというところにつきましては、嘱託医等と相談しながら考えていくべきものだというふうに認識をしております。最終的には、これらを踏まえて教育センターのほうで運用については検討されるものと考えております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。ここは厚生委員会ですので、この先、踏み込んで議論はしませんが、おっしゃったとおりですね、教育センター、しっかりとその嘱託医さんもそうですし、現場の声を聴取してですね、本来の施設健診の目的である児童の健康状態の適切な把握には引き続き努めていただきたいと思います。

質問は以上です。

○のぐち委員長 たかはま委員。

千田委員。

○千田委員 私もちょっと沢田議員と同じで、目的や運用について質問しようと思っています。やはり目的なんんですけど、健康管理の円滑な実施と負担軽減が目的であれば、やはり手抜きになってしまふ、内容が後退してしまうというおそれもあるので、区としては、少なくとも年2回の健診をしっかりと指導していただきたいと思います。手抜きにならないように。

それでですね、運用についてなんんですけど、教育センターのほうで運用をしていくということなんですが、ここにまた、全部または一部に相当すると認められていると書いてあるんですけども、その全部または一部に相当するというのをどのように判断するのか。そして、親の希望ですね、親、親の希望でやりたい、やりたくないなどがあったり、あと、健康な時期なども影響すると思うんですけど、その辺、事業所でどう判断していくのでしょうか、伺います。

○のぐち委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 年2回の健康診断というところにつきましては、やはりお子さんそれぞれ誕生日が異なるものですので、実際、今回の健康、条例改正のほうが行われても、恐らく、運用としましては、年2回の健康診断のほうは実施するものというふうに考えてはおります。

相当とするところにつきましては、健康診断の趣旨ですとか内容を踏まえて個々に判断をするということで、国のほうから考え方のほうも示されているもので、そういった国の方の考え方も踏まえて実際には判断していく形になるというふうに認識をしております。

保護者の方の御希望というところにつきましては、場合によっては、例えば年2回の健康診断のほうの直近に乳幼児健診のほうを受けているので、その結果のほうを確認することで施設のほうの健康診断を受けなくてもよろしいでしょうかというような相談については、一定、今回の条例改正で柔軟に対応することもできるようになるのかなというふうに考えております。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。

続きまして、40号なんですが、あ、そうだ、もう一点。新旧対照のほうで、第36条で指定児、指定児童発達支援事業の括弧で、児童発達支援センターである指定乳、指定、指定児童発達支援事業、まあ、児童、児童発達支援センターかつ指定児童発達支援事業ということは、これは今、文京区内では、そよかぜだけという判断でよろしいんでしょうか。

○のぐち委員長 永尾課長。

○永尾障害福祉課長 今、委員のほうからお話がありましたように、この議案の第39号の第36条のところにつきましては、指定、児童発達支援センターである指定児童発達支援所というような形になっておりますので、委員のほうからお話がありましたように、該当するのは区内で教育センターの児童発達支援事業のそよかぜのみ該当するというものでございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。同じく40号なんですけれども、文京区障害児入所施設というのは、これが区内に存在するのかとかというのと、あともう一点、法第33条の10が1項ということは、1項というのが2項、3項が加わったという説明でしたけど、2項、3項の内容を、簡単にいいんですが、ちょっと伝えてください。

○のぐち委員長 永尾課長。

○永尾障害福祉課長 まず、区内に障害児入所施設があるかどうかというところは、現在は区

内には障害児入所施設のほうはございません。

また、今、委員のほうからありました児童福祉法の33条の10の2項、3項のところになりますけれども、第2項のほうは、いわゆる虐待が発生したときの、いわゆる必要な措置を講じる所管の行政庁のほうを明記をするようなところが追加されたところですと、あと、第3項につきましては、児童福祉推進、児童福祉審議会のほうについて規定をする規定のほうが追加されたというものでございます。

○のぐち委員長 よろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

ごめんなさい、39号です。

○田中（と）委員 議案39号についてですが、厚生労働省令に基づいた基準について、現場の実態に応じた一部改正を行うわけでありまして、それに伴う条例の規制整備、規定整備でございますので、自民党は賛成いたします。

○のぐち委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 こちら国の基準のね、一部改正に伴い規定の整備を行うということですので、文京維新、賛成です。

○のぐち委員長 AGORAさん。

○沢田委員 先ほど申し上げたとおり、本来の施設健診の目的を見失うことのないようですね、今後も引き続き適切な児童の健康状態の把握に努めてほしいと要望を添えまして、第39号、賛成いたします。

○のぐち委員長 文京子育てさん。

○たかはま委員 法律の一部改正に伴って規定を整備するものであり、また、先ほどの議論を聞いていても、子どもに対して特段悪影響があるというものでもないと確認できましたので、文京子育ては、議案第39号、賛成であります。

○のぐち委員長 日本共産党さん。

○千田委員 第39号について、現在はそよかぜだけが対象ですけど、今後、増えていく可能性は十分あると思います。そして、障害児の健康診、健診の内容なので、やはり健康な方の健診より一層慎重に丁寧に対応していくべきだと思います。今の制度から後退することのないよう、区としてもしっかりと指導していただくということの意見を添えて、日本共産党、第39号、賛成いたします。

○のぐち委員長 公明党さん。

○松丸副委員長 規定の整備と同時にですね、円滑にこの健康診断が進むようにお願いをしたいと思いまして、賛成をいたします。

○のぐち委員長 審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第40号、態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○千田委員 議案40号ですけれども、虐待について、より丁寧に対応するための法改正と確認できましたので、日本共産党、議案40号に賛成いたします。

○のぐち委員長 文京子育てさん。

○たかはま委員 先ほど同様の理由で賛成であります。

○のぐち委員長 AGORAさん。

○沢田委員 今は区内には該当する施設はないということなんですが、同じですね、今後もあれば、前号同様、今回は入所児童の健康状態、適切な把握にはくれぐれも配慮をお続けしていただきたいという要望を添えて、第40号も賛成いたします。

○のぐち委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 こちら先ほどと同様に国の基準の一部改正に伴う規定の整備を行うということで、賛成いたします。

○のぐち委員長 自由民主党さん。

○田中（と）委員 39号と同じ趣旨で、自民党、賛成いたします。

○のぐち委員長 公明党さん。

○松丸副委員長 公明党も、先ほどと同じ趣旨で賛成をいたします。

○のぐち委員長 審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

○のぐち委員長 続きまして、付託請願審査3件の審査に移ります。

請願受理第49号、ワクチン接種による健康被害の救済を求める請願。

請願文書表のデータ15ページを御覧ください。

- ・件 名 ワクチン接種による健康被害の救済を求める請願
- ・請願者
- ・紹介議員 石沢 のりゆき
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 厚生委員会
- ・請願理由

国の「副反応疑い報告」の報告数や「予防接種健康被害救済制度」の申請件数を見ればわかるように、接種開始時に治験中であった新型コロナワクチンによってワクチン史上最大の健康被害が起きています。副反応疑い報告例は、合計3万7,555件（重篤例9,325人、死亡例2,295人）。「予防接種健康被害救済制度」では、受理数1万4,394件で9,343件が認定され、死亡一時金または葬祭料の認定は1,047件になっています。

文京区民でも「予防接種健康被害救済制度」で死亡一時金の認定を受けた方が1件、障害年金の認定を受けた方が1件います。文京区ではこれまでに10代～90代の年齢の区民29人から申請が出ています。

ワクチン接種により健康被害を受けた場合、「健康被害救済制度」を知らなければ、救済にたどり着けません。「新型コロナワクチン後遺症患者の会」のアンケートでは、「接種時に救済制度の情報を知らされなかった」と48%の方が回答しています。このことは、これまでに行政が適切に周知を図っていたつもりでも、接種対象者に伝わっていなかったことを表しています。

文京区は、ホームページで「予防接種健康被害救済制度」の申請について詳細な記載をすることや予診票と一緒にお知らせでの周知、9月の厚生委員会においても医師会や接種医療機関とも連携していくとして、真摯に改善に取り組んでおられます。しかしながらこの広報のやり方では、定期接種の対象者、病院に行った人、ホームページを見た人には情報が伝わりますがそれ以外の区民には十分とは言えません。

第1回目の新型コロナワクチン接種では、16万2,494人の区民が接種を受けています。内訳は、高齢者が4万208人、12～64歳が11万7,128人、小児が3,959人、乳幼児が1,199人となっています。接種をしたすべての区民に伝わる広報が求められます。

区民が救済の申請を区に出してから結果が出るまでに1年以上かかる事例もでています。広報を迅速に行うことも必要です。ワクチン後遺症になった患者さんは苦しまれており、1日でも早い救済を求めています。文京区独自の判断で動けることは早急に実施していただき、

救済を求める方に必要な情報が行き届くようにしていただきたいです。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

・請願事項

- 1 区民が「予防接種健康被害救済制度」を認識できるようにより周知を工夫し、特に過去最大の健康被害が起きている新型コロナワクチンを過去に接種したことのある16万人以上の区民には迅速に周知の徹底を図ること。
- 2 区報の表紙などの目立つ場所に「予防接種健康被害救済制度」の特集を組み周知を図ること。
- 3 各町会・地域活動センター・交流館・福祉センター・総合体育館・スポーツセンターなど区民の集まる場にある掲示板を使い「予防接種健康被害救済制度」の周知を図ること。
- 4 文京区公式LINEで友達登録者に「予防接種健康被害救済制度」の情報提供をして周知を図ること。
- 5 新型コロナワクチン後遺症の症状は多岐に渡るため、掲載が困難な場合は、「予防接種健康被害救済制度」の周知の際にQRコードを使い、リンク先に認定された全ての症例を記載し、自分の症状が該当するか確認できるように工夫すること。
- 6 「予防接種健康被害救済制度」への申請はハードルが高く、申請を断念する患者も多いので、申請をサポートする体制が文京区にあることも併せて周知すること。

○のぐち委員長 この請願は、区民が予防接種健康被害救済制度を認識できるように、より周知を工夫し、特に過去最大の健康被害が起きている新型コロナワクチンを過去に接種したことのある16万人以上の区民には、迅速に周知の徹底を図ること等、6項目について区に働きかけを求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

田中委員。

○田中（と）委員 委員長、この請願の第49号から51号についてですけども、くしくも紹介議員がお一人で、しかも3請願とも同じであるということで、これはぜひ紹介議員の方の見解をお聞きしたくてですね、会議規則85条の規定に基づいて、紹介議員の方に発言を求めると思うのですが、よろしいでしょうか。

○のぐち委員長 ただいま田中委員より、請願第49号から第51号の3請願について、紹介議員に対して質問を行い、見解を確認したい旨の申出がございました。委員長としては、会議規

則第85条の規定に基づき、これを認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長 それでは、田中委員、紹介議員への御質疑をお願いいたします。

紹介議員の石沢議員は、席に……。

（「そこにいるから」と言う人あり）

○のぐち委員長 そこでよろしい。じゃあ、そこでお願いいいたします。

田中委員、お願いいいたします。

○田中（と）委員 まず51号、ん、違う。49号ですね。

○のぐち委員長 49号。

○田中（と）委員 49号、ワクチンですね。こちらの請願なんですけども、前回の委員会でもですね、同じ請願が出されていて、そのときには紹介議員が2名いらっしゃったわけですが、今回も石沢議員お一人という具合でございます。紹介議員を下りられた会派さんにつきましては、さすがに同じ請願を繰り返すことに対するある判断があったのだと思われます。

で、石沢議員に伺いたいんですけど、これ前回の請願とどこが違うんでしょう。

○のぐち委員長 石沢議員。

○石沢議員 趣旨としては前回と同じ内容の請願になっているというふうに思います。

○のぐち委員長 田中委員。

○田中（と）委員 違いはないという認識が、よろしいんですかね。

これ何というかな、これ請願、ポイントがですね、これ文京区民には十分とは言えないという、その十分足らざる部分をちゃんとやれとかという請願なわけで、それに関しては前回も質疑もあって、区からの答弁にはしっかりと相談体制もありますね、足らざるものはないという答えをいただいているわけですけども、それに対してもう一回同じ質問をする意味が分からないですけど。

○のぐち委員長 石沢議員。

○石沢議員 さきの審議を請願者もですね、ここにいらっしゃって聞いて、また、その上で、やはり請願者としては、こうした制度の周知、もっと広げてほしいという思いは、やはり変わらなかったということで、今回、出されているんだというふうに考えて、受け止めております。

○のぐち委員長 田中委員。

○田中（と）委員 その、請願者のその意識っていうのはよく分かるんですね。それに対して回答が前回あったわけで、じゃ、それじゃ納得できないので、もう一度ということなら分かるんですけども、紹介議員でしたら、やっぱりその辺の区民の要望なんですから、一体どの点に納得できないんですかということも含めてちゃんと精査してほしいと思うんですね。あ、そうだ、確かにここが足りないんだからということをおっしゃるなら分かるんですけども、同じなんんですけど、取りあえずやりたいというからというんだったら、これちょっとね、納得できないですね。何というのかね、うちに持ってくれればね、請願出せますよみたいなね、そういうスタンスだとするならば問題だと思うんですね。何となればですね、それは区民のための政治活動ではなくてですね、支援者のための選挙活動になってしまふんじゃないかなということなんですね。

（発言する人あり）

○田中（と）委員 反論すりやいいじゃない。

○のぐち委員長 石沢議員。

○石沢議員 支援者のための政治活動という点では、全くそうではないということは申し上げたいと思います。

こちらにも書かれて、追加で書かれていることでは、公式LINEの友達登録者にね、こうした周知を強めてほしいなどということは、やはり今回、こういった形で、また新たに生まれているものだというふうにも思っておりますし、こうした周知の徹底というのは、この請願者はですね、やはり非常に強い思いがあって、今回、請願を出しているということだというふうに思いますので、私たちも、今の周知はやはりもっとね、十分ではない、さらに充実していくことが必要だということで、今回、提案をさせていただいているということでございます。紹介議員になっているということです。

○田中（と）委員 そうおっしゃるなら分かるんですよ。ここが足りないんだから、もっとやれとおっしゃるなら分かるんだけど、一緒なんですよって言われたら、それは話が通じないというだけですので、よろしくお願ひいたします。

○のぐち委員長 続きまして、沢田委員。

○沢田委員 田中委員の質疑を受けてにもなるんですけど、私はこれ前回も同様の趣旨の請願ではあったんですけど、内容については、一部具体的になっていたり精緻になっている部分もあるんですよね。なので、初めに区にお伺いしたいのは、認識のズレが起きてないのかなという話なんです。つまり、2回目になっている、引き続いているということは、前回の質疑

を聞いても納得できない点があるんじゃないかな。つまり、区民と区との間にコミュニケーションのギャップが、それが生じているんじゃないかなと思うわけです。なので、基本的なとこをまず確認したいんですが、ワクチン接種って公衆衛生の根幹事業ですよね。だから、請願理由にも書かれているような副反応とか健康被害が生じた場合は迅速かつ公正に救済される体制を整備するということ、そして、それが対象者全員に認知されることは行政の信頼を担保する上でも重要だと思いますが、区は認識はいかがでしょうか。

○のぐち委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 副反応の周知につきましては、前回でもお話しいたしましたとおり、前回の9月定例議会でもお話しいたしましたとおり、ホームページでもお知らせを行っておりますし、予診票を送付する際にも、健康被害の救済制度についても記載してございます。また、予診票にも、区からの案内を読んだかという項目や、医師の記入欄にも説明したという記入欄がございますので、接種を受けた方については、健康被害救済制度について御案内済みであるとの認識です。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 まさにその前回のお話を受けても何か納得できないからこの請願が出てきているんだと思うんですよね。文章御覧になると分かるとおり、先ほど私が申し上げた、そしてそのとおりですという御答弁いただいたと思うんですが、その基本原則が十分に機能していないという問題意識から提出されているもの。中でも、特に後段で申し上げた周知が足りないということが具体例を挙げて書かれているんです。まず、情報が定期接種の対象者や能動的に情報を求める人に限定されているという主張ですね。そして、過去に接種した区民全体には行き届いていないという主張。この根拠としてアンケートの結果が示されています。接種時に救済制度の情報を知らされなかったと回答した人が48%と半数近いんだと。要は、接種時の区民とのコミュニケーションにも問題があったんじゃないかという指摘です。このアンケート結果と問題意識については、区の認識はいかがでしょうか。

○のぐち委員長 小島課長。

○小島予防対策課長 確かにアンケート結果につきましては、こういったことがあるところで承知いたしました。また、これをもって全員というところは、改めて、この時点で全員というところにつきましては、御提案にあるようなところでは、ちょっと今の時点では難しいとか、難しいというか、既に何度も繰り返しになりますが、御案内済みですので、今後については、可能な限り分かりやすい周知に接種医療機関等と協力して努めてまいりたいと

思いますし、予防接種の説明会等の機会を捉えて、医師会の先生方にも、御相談があったら、こういったこともございますのでというところで御説明は努めたいと考えております。

で、すいません。SNS等の活用についてというところですけれども、特出しという、この制度特だしという形ではなく、予防接種のお知らせというところで包含するような形で、健康被害救済制度についても、今後、周知を考えてまい、検討してまい、検討というか、の在り方というのを考えてまいりたいと思います。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 ありがとうございます。この後ちょっと伺おうとしていた、実際にやるとなったら、この願意を実現するとなったら、そのいろいろ厳しい事情があるというのは前回もお話しいただいたので。ただ、今、お伺いしたのは、その前段のところなんですよ。まず問題意識としては区も共有をされているのかというところで、請願理由に書いているんですけど、区が周知したつもりになっているだけじゃないかという、ここなんですよ。これに関してはいかがお考えでしょうか。

○のぐち委員長 小島課長。

○小島予防対策課長 確かに御指摘のように、ずれが生じている可能性もございますので、今後については、きちんと周知してまいりたいと、周知にさらに努めてまいりたいと考えております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。頑張るということで、頑張ってというのは、でも、そうじゃないんですよね。ここで多分ずれを解消しようと思ったら、例えば区がアンケート調査をしたとか、区民の認知状況を把握しているとか、そうしたその根拠があれば、恐らくここの議論も深まりますし、それを聞いた請願者の方も納得される部分が出てくるんじゃないかなと。そういうじゃなければ、逆に既に周知していますとか、被害救済に努めていますとかという、その定量的じゃない、非定量的な何となくの議論に終始してしまうわけですよ。そこがコミュニケーションのずれが起きているんじゃないかと申し上げたところですので、量的なデータでなくてもいいので、例えば現場の担当者がこういうふうに話していますとか、実際に救済制度を利用した区民からこういう声が上がっていますとか、そういったものでも構わないので、ぜひ例示いただいて、議論が深められるようにしてもらえると、この場の質も高まるかなというふうに思いますので、あとは態度表明で申し上げます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 田中委員の質問を受けてなんですかけれども、確かに前回、この請願は不採択に終わりました。しかしながら、新型コロナワクチンウイルスに関する予防接種被害者救済制度における死亡一時金または葬祭料の認定、死亡認定ですね、これ1,047件と増えているんですよ。その死亡人、審査会が開催されるために人数は増え続けている現状なんですね。なので、前回、不採択になったといつても、趣旨は同じです。趣旨は同じなんすけども、現状はさらに悪化しているという現状があるので、この請願者はこの現状を何とか多くの方に救いの手を差し伸べたいということで請願が出されたので、石沢議員も紹介議員になったということをちょっと付け加えさせてください。

○のぐち委員長 ほかによろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

第49号です。

自由民主党さん。

○田中（と）委員 残念ながら、趣旨に沿い難いということで、請願事項の1項、2項、3項、4項、5項、6項ともに不採択となります。

○のぐち委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 まず、こちら1項目ですけども、予防接種健康被害救済制度の周知に関しましては、こちらホームページのほかにも新型コロナウイルスワクチン接種時に予防接種を受ける方を対象に配付された新型コロナウイルスの予防接種に関するお知らせにも記載されていることから、ほぼ全区民への周知は数度にわたって行われていることからも、周知体制、周知をされた機会に関しては、ほかの制度に比べても充実していると考えられます。その中でね、さらに再度16万人以上の区民に周知していくということになりますと、その際ね、かかる印刷費や郵送費等のコストの面を考慮しても適切とは言い難いと考えられますので、こちら不採択といたします。

2番の区報での掲載に関しては、区には区民の暮らし向上につなげるために、ほかにも多くの制度、サービス、広報すべき情報、早急にね、お知らせしなくてはならないことなどもあり、また、さらにその中で厳選して限られたスペースの中で情報提供をされております。関連したものをお知らせした際にね、併せての周知などならまた考えられるのかもしれませんけども、一つのお知らせを希望で特出しで載せるというのは、ちょっと現実的には難しいのではと考えますので、不採択といたします。

3番、4番に関しては、2番と同じ理由で不採択といたします。

5番に関しましても、副反応、症状については、厚生労働省の疾病・障害認定審査会のホームページにつながるよう、区でもリンクを張り、そちらにつながるよう既にもう対応していただいていることからも、不採択です。

最後の6番は、予防接種健康被害救済制度の御相談に来た方に対しては、区では丁寧にしっかりと対応していただいていること。また、予防接種のね、説明会も、医師会、医療機関を対象にやっている中で、その際にも周知をしっかりと行っていくとも聞いておりますので、不採択でお願いいたします。

○のぐち委員長 AGORAさん。

○沢田委員 今も宮崎委員から、現実問題難しいというような意見がありました。質疑の中でも出ましたよね。ただ、お答えいただいたとおり、迅速かつ公正な健康被害の救済、そしてその制度の認知は、ワクチン接種事業の信頼性に関わる重大な問題。ただ、そこに懸念が残っている状態だというところも共有はできました。これは私は周知の方法にも当てはまると思うんですよね。ただ、ここで請願の採否を述べるに当たっては、前回も述べたとおり、願意の妥当性だけじゃなくてですね、実現可能性の評価も必要ということで、これは私たち議員の教科書とも言える議員必携にも書いてありますので、今回もこの基準に沿って順番に採否を判断した結果を述べたいと思います。

まず、第1項です。こちら迅速に周知の徹底を図るとあります。その実現の方法は第2項以降に並んでいる。具体的には、第2項が区報の特集、そして3項が各種掲示板、4項が区の公式LINEということで、順に述べると、まず、区報の特集なんですが、区報の表紙、それから特集の内容は、主に区民の関心をひき手にとってもらう、これを優先した時々のタイムリーな話題や身近なテーマを中心としていますので、区報に掲載するのであれば、表紙ではなく、特集という形ではなく、紙面に例えば定期接種の案内などと併せて掲載するのが妥当だらうと考えます。

次に、各種掲示板なんですが、これも地域活動センターなど公共施設の掲示板は妥当性あると思うんですけど、実現も可能だと思うんですが、一方では、町会掲示板というのは、これは区の権限事項に当てはまらないので、実現可能性に欠くと考えます。

また、次の区の公式LINEです。これは上記の二つ、先ほど述べた二つと比べると妥当性と実現可能性の高い方法ではありますが、一方では区報と同じく、やはり区民に関心を持って読んでもらうということがありますので、定期接種の案内などと併せて情報提供するのが妥当だらうと考えます。

ですので、まとめて以上の理由から、第2項から第4項までは、この請願事項に書かれているままの内容では実現可能性に欠けると判断し不採択といたします。そして、これに伴つて第1項の周知の徹底も実現方法を限定しなければ不採択とせざるを得ないと判断いたしました。

あと、第5項と第6項ですが、これらは、それぞれ周知の内容を後遺症の症例、それから救済制度の申請サポート体制にも広げることを求めるものですよね。一方では、先ほど申し上げたとおり、制度の周知と同じく、願意は妥当性があると思いますが、実現の方法に関しては同様の課題が残っておりますので、第5項、第6項もともに不採択といたします。

○のぐち委員長 文京子育てさん。

○たかはま委員 本区の予防接種健康被害者救済制度の周知については、ワクチン接種を安全かつ効率的に進めるために必要な情報提供が既にされておりまして、サポート体制の一層の充実には努められているというふうに判断いたします。

ただ、5番のところ、情報を十分にというところは、QRコードを使ってくれというところで、まあ、できないことではないので、必要に応じて御検討いただきたいと思います。一方で、全ての症例を記載しというところ、これを請願として採択するかと言われると、私は賛同できない部分も残っているかなと思います。

6番については、申請のハードルの高さというところは私も認識しておりますところでございまして、救済制度のサポートが必要な方に届きますように、引き続きの御支援をお願いいたします。

以上の理由によりまして、請願第49号、1から6号、全て不採択とさせていただきます。

○のぐち委員長 日本共産党さん。

○千田委員 新型コロナウイルスワクチンは令和6年度から予防接種法上のB類疾患に位置づけられて、2024年10月1日から重症化予防を目的に、65歳以上及び60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する人を対象に実施される定期接種が開始されています。これは、季節性インフルエンザ予防接種と同様の扱いです。しかしながら、予防接種法救済制度、これは1977年に発足したんですけれども、そして、その2021年の40年余りの間、この40年間でですね、予防接種上の全てのワクチンの接種に対する死亡認定数は合計151件なんですよ。ところが、新型コロナウイルスワクチンの単独で、しかも、2021年からの短期間で死亡、先ほど申し上げましたが、1,047件です。この新型コロナワクチンによる認定数がいかに多いか、40年で151件だったものが、このワクチン、たった2021年からの短期間で1,047件となっています。

新型コロナワクチン接種後には多数の死亡が報告され、死亡に至らない場合においても、発熱、頭痛、倦怠感、集中力の低下など、多様な症状が一人に重複して現れて、長期に持続することが報告されています。また、新型コロナウイルスワクチン副作用と報告されている疾患名は、血小板減少症、頭痛、心筋炎、血小板、あ、血小板減少を伴う血栓症、深部静脈血栓症、ギランバレー症候群、静脈洞血栓症、アナフィラキシー、リンパ節腫大、血管炎であったこと及び本ワクチンが自己免疫疾患や血栓などに関連する深刻な疾患を引き起こしている可能性も指摘されています。しかしながら、接種後の対応で持続する症状についての治療法は確立しておらず、ワクチンメーカーと国による治療法の開発、治療体制の整備が行われていないのが現状です。

NHKでも、新型コロナ、新型コロナワクチンは国内で延べ4億4,000万回接種され、救済制度の申請者は、2025年4月4日時点で僅か1万3,000件、うち9,054件が認定されていますが、そして、今なお申請が続いていることを報道しています。

文京区でも多くの区民が接種しましたが、健康被害申請は僅か29件です。予防接種健康被害救済制度は一般には知られておらず、また、申請必要書類のハードルが高く、申請を諦めている方もたくさんいらっしゃいます。ワクチンの被害は、今まで健康な方に起こった悲劇です。病気の方ではないです。今まで健康な方がワクチンを接種して起こった悲劇なんです。せめて救済制度を利用できるように、区としてもできる限りのことをするべきです。

このような理由により、日本共産党、請願49号、1項から6項を採択します。

○のぐち委員長 公明党さん。

○松丸副委員長 これは前回と同じような趣旨ですけども、前回のときもお話をさせていただきましたけれども、区としても一定程度のいろんな努力、配慮をしながら取り組んでいるので、これからもまたさらにそれは変わりなく取り組んでいただきたいと思いますので、この1項から6項まで不採択とさせていただきます。

○のぐち委員長 それでは、請願受理第49号の審査結果について申し上げます。

採択1、不採択6。よって、不採択すべきものと決定いたします。

あ、ごめんなさい。1項から6項まで、採択1、不採択6であります。よって、不採択すべきものと決定いたします。

続きまして、請願受理第50号の審議に、質疑に移ります。

たかはま委員。

あ、ごめんなさい。先に趣旨だけ。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年11月19日 第50号
 - ・件 名 高齢単身者（いわゆる「高齢おひとりさま」）に対する支援の強化・充実を求める請願
 - ・請願者 文京区千石4-35-16
「文の京」Future Design Initiative
屋和田 珠里
 - ・紹介議員 石沢 のりゆき
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 厚生委員会
 - ・請願理由

高齢単身者（いわゆる「高齢おひとりさま」）は増えており、文京区も例外ではありません。

しかし、文京区において「一歩先行く自治体」として、家族や親族による日常的な支援を受けにくい状況にある「高齢おひとりさま」に対する支援策が十分であるとは言い難く、全国の他の自治体に比べ後れを取っている施策も多くあります。

「文の京」総合戦略（令和6～9年度）には、基本構想を貫く理念として「だれもがいきいきと暮らせるまち」を打ち出し、主要課題として「高齢者等の居住安定の支援」（No.19）や「高齢者の見守りと権利擁護」（No.20）などを掲げ、高齢者福祉施策としての見守りネットワークや生活支援サービス、地域包括支援センターの設置などが進められていますが、「高齢おひとりさま」に的を絞ったものではないだけに、今後も含め支援策として十分に対応しきれているとは言えません。

全国の自治体では「高齢おひとりさま支援コーディネーター」を置いたり、「高齢おひとりさま」専任相談員を配置して日常生活から死後事務まで包括的な伴走支援を一貫して行う体制を構築したりしています。

文京区においても「高齢おひとりさま」を対象とした生前・死後サポートの「ワンストップ窓口」の設置も欠かせないと考えます。

「高齢おひとりさま」は、いわば「支援のはざま」に居て、社会的孤立や生活不安、権利侵害のリスクが高まっていることから、貴議会において、全国の先進自治体の事例を調査・研究し、文京区として取り入れられるものは取り入れ、「高齢おひとりさま」の支援を充

実・強化すべく区長に働きかけていただきたく、下記を請願いたします。

・請願事項

- 1 「高齢おひとりさま」の支援施策・事業について全国の自治体の先進事例を調査・研究し、文京区として取り入れられるものは取り入れてください。
 - 2 上記1に関連し、特に「高齢おひとりさま」を対象とした専門のコーディネーターや専任相談員を配置し、包括的な伴走支援体制を構築してください。
 - 3 上記1に関連し、特に「高齢おひとりさま」にとって欠かせない支援が「ワンストップ」で相談したり申し込めたりする「窓口」を整えてください。
-

○のぐち委員長 この請願は、高齢おひとりさまの支援施策の事業について、全国の自治体の先進事例を調査研究し、文京区として取り入れられるものは取り入れること等、3項目について働きかけを求めるものです。

たかはま委員、質疑をお願いいたします。

○たかはま委員 ありがとうございます。記載内容について正確な審査を行うために確認したいことがありますので、文京区議会会議規則第85条に基づいて、紹介議員に説明を求めたいのですが、よろしいでしょうか。

(発言する人あり)

○のぐち委員長 先ほど田中委員のところで委員の皆様の承認いただいているので、結構でございます。

○たかはま委員 はい。では、質問を続けさせていただきます。紹介議員に対しての質問でございます。

請願理由の5行目のところ、全国のほかの自治体に比べ後れをとっている施策も多くあるとの指摘でございます。私、不勉強でお恥ずかしいのですが、例示されている高齢者おひとりさま支援コーディネーターという名称ですとか、その先進事例がウェブで検索してもいまいち出てこなかった。請願者様がどの自治体と比較して、どのような後れがあるとおっしゃっているのか、お伺いしたいと思います。

(「たかはまさん、いい質問するな。俺やろうと……」と言う人あり)

○のぐち委員長 石沢議員。

○石沢議員 この請願者のこの質問、あ、この項目については、後れという表現ですけれども、充実を、ある意味、こう求めているということでですね、私、認識しているところなんです。

で、文京ユアストーリーなどもですね、文京区、展開されておりますけれども、あ、社協が中心になってね、やっておりますけれども、これなんかでもですね、やっているけれども、それでも、よりね、充実してほしいということで、今回、提案をしているということで。で、この利用者もですね、令和6年度は9人というような話も聞いておりまして、こうしたやっぱり取組、やっているという部分もあるけれども、ただ、実際にはね、利用という点では、こうした点でまだまださらに充実をしていってほしいということもですね、やっぱりあるんだろうというふうに思っております。そういった点で表現されているのかなというふうに思います。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 質問してよかったです。後れをとっているわけではなくて、より充実をしてほしいという趣旨での請願ということですね。

2点目なんですけれども、10行目のところで、本区の取組に対しては、高齢おひとりさま的に絞ったものではないとの御指摘がございます。確かに議員おっしゃったユアストーリーについて、私も優れた取組である一方で、より拡充と、それから金銭的な負担についても課題はあるのかなというふうに思っていますけれども、これが単身高齢者に的を絞る必要性というところ、私は必要ないのかなと認識しているんですけども、請願者はどのように捉えていらっしゃるのか教えていただけますでしょうか。

○のぐち委員長 石沢議員。

○石沢議員 こうした、たかはま委員もおっしゃったように、例えば地域包括支援センターなどの設置も進められているが、こういうものについては高齢おひとりさまを的に絞ったものではないということで、確かに65歳、全ての高齢者の皆さん対象にこういった施策は取り組まれているというものだというふうに認識しています。ただ、今、例えば監察医務院の様々な調査結果を見てみると、孤独死の人数も、文京区、令和3年の数字ですけれども、66人というような数字も出ておりまして、こうしたやはり高齢孤独死なんかも、一定、増えてきているということや、また、それから、まあ、そういう数字がね、やっぱりあるということは、やはりこうした高齢おひとりさまに的を絞ったような施策もやはり必要なのではないかというような、そういう願意ではないかなというふうに認識しているところです。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 そうしたら、理事者側に質問させていただきたいなと思うんですけども、私、個人的には、おひとりさまという言葉がちょっと抵抗があって、私の連れ合いが、将来、

先立ってしまったときに、行政のほうから高齢おひとりさまっていうような言われ方をするとちょっと嫌だなというふうに思う。で、おひとりさまに限らず、年をとつていて、例えば連れ合いの介護ですとか、体調不良ですとか、そういった人生の締めくくりの不安ってすごくあると思うんですよね。こういったとき、請願の中では、ほかの自治体と比べてというような記載がございますけれども、区として、ほかの自治体と比較して後れといいますか、優れた取組がある、あるいは課長会のようなところで単身高齢者に対しての取組についての必要性のようなことを認識されているかどうか、教えていただけますか。

○のぐち委員長 濑尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 確かに、おひとりさまというのは、いずれ一緒に死んでしまうことが多いので、御家族同士でいらっしゃっても、どちらかが認知機能が下がったり、身体機能が下がったりすると、結局、おひとりさまと同じような状態になっていらっしゃる方はいると思っております。他区においても、おひとりさまに限った施策というのは、私どもも各区とか、ほかの自治体の制度や事業のほうを研究したり探したりしていることもございますが、ほかの自治体に文京区が後れをとっているとか、ほかの自治体が本区よりも優先している、前進しているという認識は持っておりません。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 分かりました。では、今の時点では、お二人であってもお一人であっても、同じように人生の締めくくりに向けた心配事に対しては向き合えているというような御認識でよろしいでしょうか。

○のぐち委員長 濑尾課長。

○瀬尾高齢福祉課長 文京区の場合は、あんしん相談センターが全ての高齢者の方、御高齢の方の相談窓口ということになってございます。確かに、終活サポートにつき、終活支援につきましては、法律的な部分ですとか、遺贈ですとか遺産、あと御家族の今後のことというところで、非常に範囲が広いことから、それを全て、今、あんしん相談センターでできているかというと、まだ課題等は認識しております。ですので、それぞれ窓口をつくっている自治体もございますが、自治体の規模によっては窓口を一つ設けるよりも、いろいろな窓口できちんと御相談が受けられるような体制を、今後、つくっていきたいと考えているところです。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 いろいろ区はやっているというのは理解しているんですけど、質問なんんですけど、文京区内で65歳以上の単身者が何人いるかというのと、それと孤独死ですね、孤独死の人数

が文京区の人数は令和5年、令和6年、そして令和7年の現在までで答えていただけますでしょうか。

○のぐち委員長 濑尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 単身であるかどうかという数値を実は押さえてはいないです。住民票上の数値でいきますと、緊急連絡カードを作成する数年おきごとに調査した結果では、最新が、そうですね、1万6,000人ということで数字を押さえております。大体、その後4年ごとに調査はしているんですが、大体1万人、1万5,000人前後で動いているところでございます。ですが、これも住民票上の世帯ということだけになりますので、実態とはちょっと乖離があるかなというふうに認識してございます。死亡者につきましては、高齢福祉課のほうではそういういった情報は持っておりません。

○のぐち委員長 よろしいですか。

千田委員。

○千田委員 高齢福祉課では持っていないということで、ほかの課でも持っていないと判断してよろしいですかね。

○のぐち委員長 濑尾課長。

○瀬尾高齢福祉課長 先ほどありました監察医務院の調査というものもございましたが、近年は自治体別に出していないということになってございますので、実際、文京区で関わった方というのも警察が関わる案件というものになりますので、把握はないものと考えております。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 区長の答弁なんですけど、2024年から、6月、8月まで、これは暑い時期なんですけど、2024年の6月から8月までで、死亡後に発見された生活保護受給者、受給者は10人ということでした。これはエアコンの質問も絡めて聞いたんですけど、うち2人がエアコン未設置していました。生保だけでも3か月間に死亡が発見された方が区内で10人もいました。この中でも、早く対応していれば多くの命が守られたのではないと思います。それとですね、やはり孤独死の人数、連絡は入らないんですかね。やはりすごく孤独死って、一人で死んで、そのままになって、何らかの状況で発見されるという、そういうことを区のほうでは把握してないということですか。

○のぐち委員長 濑尾課長。

○瀬尾高齢福祉課長 今、国のほうでも、今、有識者会議ということで話されているそうですが、そもそも孤立死と孤独死という概念からも、まだ整理されたものがございませんので、

孤独死というのは概念的なもの、孤立死のほうは人が発見されるまでに全く関与がなかったと推測がされるということで、今、そこの文言整理をされている状態と聞いています。どなたが亡くなったかということについて、警察のほうから個人情報でもございますので、区にそういう情報が入ることはございません。ただ、亡くなったときに、高齢福祉課、区が関与していた方がどうかということで問合せが入ることはございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。人数が何人という問題よりも、なるべく早く接していれば防げた命はたくさんあると思うので、その辺の対応は丁寧にお願いしたいと思います。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 私は一つだけです。今、やり取り伺って、区内でも高齢単身者が増えていて、孤立、孤立死の問題など、支援の必要性も増しているということは区の認識も同じであると。ただ、一方で、今、課長のおっしゃったとおり、他区やほか自治体の制度は研究しているが、文京区が後れをとっているという認識はないということで、こちらも先ほどの請願と同じで、やはり区民と区の間の認識の違いが出てきているのかなと。これなぜだと思いますか。先ほどの請願と同じで、例えば定量的なデータがないとか、根拠がないとか、何かそういったものがあればお伺いしたいんですが。

○のぐち委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 先ほども出ていましたが、やはり周知不足というのもあるかもしれないです。区はですね、ほかの自治体に先駆けている事業もたくさんあるのですが、なかなかそれが知られていないというところは残念なところだと私も思っておりまして、様々な事業があるんですが、それを冊子にまとめてたりはするんですけども、それをまた見るよりも、やはりこうつながってお伝えできる機会はとても大事だと思っておりますので、区報に載せたりもしておりますが、そういったところも御覧になると、なかなかその後れている、ここが足りないというお言葉がなくなるのかなと思っております。なので、相談いただければというのもあれですけれども、こういった事業がありますというのはどんどん区としても発信していきたいと思っております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 ありがとうございます。まさにそこで、当事者になればみんな理解できるんですけど、そうじゃない区民に伝えるというのは難しい課題なんだろうなと先ほどの請願も含めて思います。ただ、区民の認知度そのものを把握もしてないと思いますので、この状況では

何となく頑張っているとしか言えないような、そしてそれも区民も何となく後れをとっていると思ってしまうようなコミュニケーションのずれが生じている危険があるんじゃないかなというところだけ指摘をさせていただきたいと思います。

あとですね、ちょっとお答えいただいているかもしれないんですけど、高齢おひとりさま支援コーディネーターというのを具体例挙げているんですけど、これやっている自治体というのはお聞きじゃないということでよかったですよね。特に御存じないと。

○のぐち委員長 御存じない……。

○沢田委員 ああ、ごめんなさい。

○のぐち委員長 濑尾課長。

○瀬尾高齢福祉課長 どこの自治体も様々な支援事業を行っているんですけども、おひとりさまに限ってというのは、ちょっと私の方では把握しておりません。で、区としても、おひとりさまに限っては支援せず、おひとりさまも含めて、全ての高齢者の方に必要な支援、届くようにしていきたいと考えております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 そうなんですよ。たかはま委員も言っていましたよね。私もなんです。結構調べてみたんですけど、なかなかこれというものに当たらなかつたので、としたら、この請願の、もうまだ前段階なんじゃないのかなと。要は高齢単身者だけに特化した事業というのが、そもそもこここの場にいる誰もあまりよく分からぬという状況なので、そこから区民との認識のずれを埋めていく必要があるんじゃないかなということで、この後は態度表明で述べます。

○のぐち委員長 田中委員。

○田中（と）委員 ちょっと、今、るる議論がありましたように、これまでもね、ここの厚生委員会も含めて、議会においてね、文京区の高齢単身者施策というものについては報告も受け、そして議論も行ってきたと思うんですけども、その中ではですね、むしろ私の認識ではですね、国のモデル事業になってみたり、文京区はむしろ先進事例として取り上げられてきたという経過もあるわけなんですよ。それをですね、それを踏まえて高齢福祉課長がちゃんと答弁おっしゃっていただいたように、後れをとっているとは思えないんですけどねって話なんんですけども、それをあえてね、この、この請願にのつかって、後れをとっている施策があると断言して、それをどうするのかということに関してですね、紹介議員の方に聞きたいんですけども、考え方として、今、この請願の趣旨を踏まえるとするならば、おひとりさまに特化しろということを求めているということでおろしいの。

○のぐち委員長 石沢議員。

○石沢議員 おひとりさまという表現のこともいろいろ議論ありましたし、あったんですけど、私の知っているような事例の中でもですね、例えばユアストーリーに金銭的な面ですね、やっぱりなかなかこうのつかれなかつたというような方もいたということで、私も聞いているところです。やはり、そういう不安を抱えている方々が行っても、金銭的なハードルのところですね、やっぱりこうはじかれてしまうということで、私たちのもとにも相談が来るということで、やっぱりそういうおひとりさまという表現云々ありますけれども、やっぱりそういう高齢単身者の方々へのやっぱり支援というのは必要だというふうに思いますし、そういうところに的を絞った施策というのはこれから求められてくるだろうというふうには私も思いますので、この請願の趣旨に私たちは賛同しているという状況でございます。

○のぐち委員長 田中委員。

○田中（と）委員 ユアストーリーの問題点について、答弁ある。

○のぐち委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 文京ユアストーリー事業でございますけど、社会福祉協議会のほうと連携をして行っている事業でございます。これは身寄りのない高齢者等が人生の最期まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らすための一つの取組でございまして、原則として70歳以上の方々に対しての事業で、また、明確な契約能力を有する方や、身近に頼れる親族等がいない方等を対象としております。これを踏まえて、こちらのほうはですね、一旦、この定期連絡や訪問、あるいは入院時のサポート、あと、お手伝いが必要になった際に行うサポート、そして、御葬儀など、お亡くなりになられた後のサポートということで、一旦、50万円ほどの委託、預託金をお預かりした上で行っている事業となっておりますので、一定の費用が必要になるということはあるということでございます。

○のぐち委員長 田中委員。

○田中（と）委員 ここでやり取りしてもしょうがないから、それをただにしろとかいう話かな。それも補助を与えてやってくれという話なのかな。そういう議論があるということで分かりましたので。ただ、それ、何というかな、ここで言っている文京区が後れをとっているということにさ、今も議論ありましたけども、それを承知の上で、どうしてもその請願にのつけるというのは、さっきも言いましたけどね、ちゃんと精査した上で、区民のために請願というものの議論の俎上にのせるということですので、そうじやなくては、はいはい、じやあ、のせられますよということにすることはいかがなものかと思うわけですよ。私、昭和の時

代に児童書に、有名な児童書に古田足日さんの名作があるんですけどね、「宿題ひきうけ株式会社」という有名な本があるんですけどね、小学生のためにならない話なんですよ。それをね、請願ひきうけ株式会社みたいになってしまったらね、区民のためにならないと思うわけですね。その辺もね、ちゃんと踏まえた上で紹介議員は考えてほしいと思います。

○のぐち委員長 ほかに御質疑ある方いらっしゃいますか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○千田委員 行政や福祉において、介護保険制度、日常生活自立支援事業、成年後見人制度が挙げられます。しかし、要介護状態、あ、要介護状態で介護保険を利用していたとしても、金銭管理や死後事務についてはカバーできない。日常生活自立支援事業では日常生活の支援、支援管理はできるけど、利用者は判断力が低下している人に限られている。また、成年後見人制度も、財産管理や一部の死後事務は対応できますけど、やはり判断能力が不十分な人が対象になるなど、このように公的機関が差し伸べる、手が差し伸べられてない方もいらっしゃいます。また、特に、それも含めて特に高齢単身者の方には多くの課題があります。消費者センターに挙げられた、寄せられた相談では、老後の面倒を丸ごと見てもらいたいという声が多くあります。やはり行政には総合的な支援が求められています。また、死後の支援を含めて、日常生活支援を前もって依頼しておく場合、依頼契約時点から心身機能が低下して支援が必要になるまではタイムラグあります。例えば、ある方が70歳で契約して、85歳で亡くなつたとしても、その間に15年が経過することになります。やはり、これはこの事業の安定性を考え、安定性は未知数です。行政の関わりが重要になってきます。

また、質問に答えていただきましたが、高齢者、特に単身者の命を守るには、より一層の支援が必要なことが明らかです。それに加えて、住所地特例で文京区を離れた高齢者、御高齢の方は、令和6年度は768人です、に達しています。高齢者、特に単身者への区の支援は今のままでは不十分だと思います。

以上の理由により、日本共産党は、請願50号、1項から3項を採択します。

○のぐち委員長 文京子育てさん。

○たかはま委員 高齢者施策については、引き続き先進事例を御検討、御研究いただきたいですが、一方で、単身高齢者だけを取り上げて議会から調査を要請するにはなじまないと判断し、1項、不採択。

2項、3項は、高齢者のワンストップ相談体制は重要であると考えておりますし、先日も

一般質問で窓口の設置を提案させていただいておりますが、単身高齢者に絞った支援が有効であると判断はできないため、不採択とさせていただきます。

○のぐち委員長 AGORAさん。

○沢田委員 先ほど質問で区民と区とのコミュニケーションのずれの問題を指摘をしました。

このずれを解消するためにも、請願事項にあるんですけど、この先進事例の調査と研究、これは引き続き行っていただきたいと思います。ただ、一方では、その導入の検討であったり、その体制構築、それから窓口整備というのはその先の段階にあるということなので、今回の請願については、第1項から第3項まで不採択といたします。

ただ、一つだけ。先ほど、せっかく先進的な取組をしているのに十分に区民に伝わってないかもしれないという課題が出てきたんですね。これは所管の課題じゃないと思うんですよ。全局的な課題。特に、先ほどの請願でも申し上げましたが、広報戦略上の重要な課題でもあると思いますので、ぜひ共有いただきたいと進めていただきたいと。

先ほど、請願ひきうけ株式会社という指摘がありましたが、こうした課題がですね、この場で共有されるということには一定の意義があると思いますので、引き受けられるものはどんどん引き受けていくべきなんじやないかと私は思っております。

以上です。

○のぐち委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 こちら高齢単身者、こちらの請願でいよいよその高齢おひとりさまと判断する基準についてでも、例えば同じマンションや建物などにその高齢者の方とその子ども、またはその子ども夫婦が別々に住んでいるというケースもあるかと思いますが、その場合でも高齢単身者になるのかという疑問なども出てくるのではないかとも考えられますし、何より、高齢者施策においては、高齢単身者に限らず、区内の高齢者の方全てを対象にした施策を今後もしっかりと力を入れていただき、実施してもらいたいと考えておりますので、請願事項1から3に関しては不採択といたしますが、この高齢単身者につきましては、私も地域のお知り合いの独り暮らしの高齢者の方々のことなどは常に気にかけておりますし、今、区でもね、高齢者見守りあんしん事業など力を入れて実施していただいておりますことは本当に感謝申し上げます。今後、文京区でも、終活支援等のニーズが高まっていくことも考えますので、そちらの御案内、対応するスキルの向上には今後も努めていただきますようお願いして、終わりたいと思います。

○のぐち委員長 自由民主党さん。

○田中（と）委員 自民党、請願50号ですかね。1項、2項、3項とも趣旨に沿いがたいといふことで、不採択といたします。

○のぐち委員長 公明党さん。

○松丸副委員長 公明党、1項、2項、3項、不採択なんすけども、私、ちょっと一言だけ。我々も物すごく高齢者の相談って、恐らくここにいる中で私が一番いろんな現場では受けている部分というのは、件数的には一番多いと思うんだけども、そういった中でいくと、やっぱり今、それをある意味では地域包括センター、支援センター、ここ4所ですかね、今、あるんですけども、ここにいろんな意味で御相談してつなぐケースが非常に多いんですけども、その際にですね、非常にスピーディにいろいろとこの対応していただいててですね、ほとんどかなりの問題が結構そこで進展している部分というのは今までの経験上あるんでね。ただ、逆にそれだけ背負い込んでしまって、人的に足りないんじゃないかなというぐらい、何かそのぐらいやっぱり結構相談件数も多いと思うんで、まあ、だからより一層、そちらのほうもしっかりこう強化してもらいたいなど、人的なそういう強化もですね、含めてお願ひしたいなとは思うんですけども、いずれにしても、これからもっともっと高齢化になってきて、そういう課題はあると思うんですけども、いずれにしても、しっかりと今、文京区としても、全力で取り組んでいることはもう事実なので、より一層ですね、頑張っていただきたいということをお願いをしたいと思います。

先ほど言いましたように、1項、2項、3項は不採択ということで。

○のぐち委員長 それでは、請願受理第50号の審査結果について申し上げます。

1項、2項、3項ともに採択1、不採択6。よって、不採択すべきものと決定いたします。続きまして、請願受理第51号、文京区においても「民泊」の規制強化を求める請願でございます。

請願文書表のデータ19ページを御覧ください。

・受理年月日及び番号 令和7年11月19日 第51号

・件 名 文京区においても「民泊」の規制強化を求める請願

・請 願 者 文京区千石4-35-16

「文の京」Future Design Initiative

屋和田 珠 里

・紹介議員 石 沢 のりゆき

- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 厚生委員会
- ・請願理由

全国的に「民泊」に対する規制強化の動きが広がりつつあります。

報道ベースの情報になりますが、新宿区は9月12日、業務改善命令に従わない悪質な12事業者22施設に業務停止命令を出したと発表したことであり、豊島区は9月10日、区内で民泊営業を認める期間を夏・冬休み期間に限定する方針を発表したとのことで、報道によると、豊島区内の約半分の地域では新設も禁止し、民泊の増加に伴い住民からゴミや騒音の苦情が増えたことを受け、条例を改正して2026年7月をメドに規制を強化することです。

9月23日には日本経済新聞が「民泊規制、都内で再燃 22区、葛飾・墨田は条例制定へゴミや騒音の苦情増で」の見出しで記事を掲載し、「東京23区で民泊規制の導入が再燃している。4区が新たに営業制限を設ける予定で、江戸川を除く22区に広がる見通しだ。ゴミや騒音の苦情増加に対応する」と報じました。

豊島区と新宿区は、文京区に隣接する区であり、「民泊」事業者の傾向として規制の緩い自治体において事業展開することから、文京区においても規制を強化していくかないと、「民泊」が集中する懸念が深まり、区民も極めて強く憂慮しています。

そこで、貴議会において、文京区における「民泊」事業の状況と他の自治体の動きを細かく把握し、文京区への影響を分析するとともに、必要に応じて規制を強化するよう区長に働きかけていただきたく、以下のとおり請願いたします。

- ・請願事項

- 1 文京区における「民泊」事業者の増加傾向や、トラブル・行政指導等の実態を細かく把握し、適宜適切に区民に正しい情報を提供してください。
- 2 他の自治体の規制強化の動き（特に文京区の隣接区）が文京区に与える影響を分析してください。
- 3 上記1と2を踏まえ、文京区においても、重大なトラブルが発生する前に、必要に応じて「民泊」の規制強化を検討してください。

.....

○のぐち委員長 この請願は、文京区における民泊事業者の増加傾向やトラブル・行政指導等の実態を細かく把握し、適宜適切に区民に正しい情報を提供すること等、3項目について区に働きかけを求めるものです。

それでは、御質疑のある委員の方、挙手をお願いいたします。

田中委員。

○田中（と）委員 この請願事項1、2、3、見てくださいな。何を聞いているかというと、正しい情報を提供してくださいと。分析してくださいと。それを踏まえて検討してくださいということなんだけど、そうするとね、この紹介議員の方というのは、この1項、2項、3項にあるように、区は1項にあるように提供もしていないし、2項にあるように分析もしてないし、3にね、それを踏まえて検討もしないという認識でいるのでしょうか。

○のぐち委員長 石沢議員。

○石沢議員 それはですね、そういうことはないというふうに思います。より、こうしたですね、正しい正確な情報を、よりもっと発信をしてほしいということが請願者の趣旨だというふうに思いますし、規制についてもですね、当然、文京区、7割のエリアで規制強化、上乗せ条例やっているというのはね、あると思います。ただ、そこでは不十分だというのがこの請願者の認識だというふうに思いますし、私もそういうことはそうだろうなというふうにも思います。これから充実をしてほしいということもあるというふうに思いますので、そういう認識だということでございます。

○のぐち委員長 田中委員。

○田中（と）委員 所管はそれで納得しますかね。

○のぐち委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 まず、情報提供につきましては、実は令和5年のぶんきょうの保健衛生、こちら事業概要になりますけど、こちらにですね、監視施設数だとか、ああ、失礼しました、対象施設数だとか、監視指導件数、あるいは新規の許可確認数、あるいは廃止数等々を掲載させていただいておりまして、こちらはホームページ上に公開をさせていただいてございます。また、施設のほうの一覧につきましても、こちらもホームページ上に掲載をさせていただいておりますので、そちらについては、ぜひそこを御活用いただければなと思っているところでございます。

また、他区の影響につきましてですけれども、恐らく、昨今、この豊島区とか新宿区とかいろんなところで様々な報道がされているところではございますが、この間、夏ぐらいから大分報道が本格的にされていますけれども、特段、文京区のところでですね、それによって相談件数とか許可件数が増えたといった状況ではございません。したがいまして、直近でいいますと、豊島区さんがこの間、条例改正しましたので、可決しましたので、その影響は、

来年の12月から条例施行されると聞いてございますので、その辺も含めてしっかり状況を確認していく必要があるかなと思ってございますので、区としても、そちらについては注視をしているといったところでございます。

また、施設許可、許可の、規制の強化につきましては、基本的には許可事業ではございませんので、届出ですので、そこも踏まえまして、文京区の実態に合わせて確認をする。どこかが強化したからと文京区が強化するということではなくて、法令の趣旨と文京区の実態をよくよく確認しながら対応していきたいと考えているところでございます。

○のぐち委員長 田中委員。

○田中（と）委員 だからね、ちゃんと情報は提供しているし、分析もしているし、必要に応じて検討もしているわけですよ。このだから請願趣旨という、何というのかな、雰囲気でのつからないでほしいのね。ちゃんと請願事項の1、2、3って、もう数字振って書いてあるんだから、それについての精査をよろしくお願ひしますね。

○のぐち委員長 よろしいですか。

沢田委員。

○沢田委員 この請願、新規なんですよね。だから、今、幾つかもうやり取りして明らかになっているんですけど、やはり、この請願者並びに区民の方と区との間に認識のずれが生じている可能性はあるんじゃないかなと。その前提の質問なんですけど、まず、今のやり取りの中で、近隣区で民泊の規制強化の動きが広がっているのは事実ですよね。そして、請願理由に書かれているような他区の状況も事実だというふうに、いかがでしょうか、そのあたりも含めてお伺いできれば。

○のぐち委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 昨今、条例改正等々している区というのは、どちらかというと今まで全く規制がなかった区でございます。その中で文京区としては、先進的に規制をかけているので、先ほども申し上げましたが、他区が規制をしたからといって、文京区が一概に増えているという、そういう感覚は全くございません。実際、我々として、我々としても、苦情の件数も様々な方はあるようですが、我々としては、しっかり1件1件ごとに終息するまでを確認しながら適正に苦情件数もとってございますので、昨今の条例改正によって、あるいは他区の対応の強化によってということではございませんし、また、新宿区さんのように警察、あるいは、その他もろもろも巻き込んで業務命令、停止命令等々につきましても、これも法令に基づいてやってございますので、文京区も状況の状態になれば、同じような対応を

するというところでございます。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 詳しい御説明ありがとうございます。そうするとですね、他区が規制したからといって、文京区で相談や苦情件数が増えているという感覚は今のところ全くないというお話をしたので、3段落目のところに書いてある他区の規制強化に追いついていかないと民泊事業者が文京区に集中するんじゃないかというこの危惧についても、今のところ全くないということでおろしいんでしょうか。

○のぐち委員長 中島課長。

○中島生活衛生課長 はい。直接ですね、事業者さんのはうに、例えば、他区が強化したからうちに行きましたかというのはなかなかこちらでも確認はできないところでございますが、我々としては、一応、いろいろなやり取りをしていく中に、やはりそれなりにビジョンを持って地域を選んでいらっしゃるなというのはよく感じているところでございますので、他区が駄目だったから文京区というのは現時点では今のところは感じていないというところでいます。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。今日のお話だけでも様々な側面から事情、事情もあり、また、様々な側面からの見方もあるということだったので、この場では私も一定納得できる部分なんんですけど、そういったお話というのは、区民に伝わっているとお考えでしょうか。

○のぐち委員長 中島課長。

○中島生活衛生課長 事業者の個々個別の事情でございますので、当然、利害関係とか直接御迷惑を被ったところにつきましては、こちらから一定程度、事業者の理解を得て、御説明することはありますが、それを一般的に周知するということは考えていないところでございます。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 一般的に説明するにはそぐわない内容なんじゃないかというようなお話なんですが、一方では、私はですね、これだけ報道がされていて、私の聞く中でも何か新しいマンション建とうとすると、5階建てマンション、え、賃貸、一棟貸しで、一棟買いでそのまま民泊ができるんじゃないみたいなうわさが飛び交うわけですよね。私の住んでいるエリアは、特にちょっとそういうバックボーンがあるので多いのかもしれないんですけど、こんな状況の中で、区民に聞かれたから答えるというのは、先ほどの区の広報戦略上の課題として

はいかがなものかというふうに思っているんです。なので、何かこれを積極的に区から安心してくださいとお伝えできるような方法は、今後も研究・検討いただく必要があるのじゃないかというふうに思いますので、あとは態度表明で申し上げたいと思います。

○のぐち委員長 中島課長。

○中島生活衛生課長 今、一棟貸しのお話が出ましたけれども、当然ながら、民泊をするために例えば新築マンションを建てるということは制度上できないことになってございます。現状は、当然、賃貸あるいは分譲を並行しながら民泊を運用するという形になってございまして、そこにつきましては、まあ、制度上は認められているといったところでございます。なので、区といたしましては、その辺も含めて、できれば国にそのへんのところの働きかけをするような形で準備をしたいと考えているところでございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 民泊については、11月27日の本会議で我が会派の石沢議員が質問しております。その質問の区長の答弁も絡めながら、関係性をつけながら、質問幾つかあるんですけども、区長は、近隣住民のごみ、騒音、喫煙に関する意見は承知していると答弁しました。しかし、私の近くの住民からも、たばこの吸い殻が階段や玄関にあった、洗濯物が1ヶ月も干したままで飛ばされていた、文京区に報告しているが何の対策もとってくれない、チェックアウト後の管理がずさんなどの声が本当に様々上がってくるんですね。千石のほうなんですね。そこでですね、区に報告しているのに何もしてくれないという、これが区民の声なんですが、先ほど中島課長、その声には対応しているというお話だったんで、ちょっとずれがあるんですけど、その辺いかがでしょうか。

○のぐち委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 区のほうにそういった苦情があれば、即うちのほうで事業者と連絡をとり、その辺の対応はしっかりとやらせていただいてございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。まあ、ちょっとずれがあるので、区民の方の認識の差だとは思うんですが、その辺はしっかりとやっていただきたいと思います。ずれの生じないように。

それとですね、民泊を届けている施設の数なんですけど、これは区長の答弁で明らかになつたんですが、令和3年度は83件なんですけど、7年度10月末時点では331件と既に10月末で4倍になつております。それと、そのうち法人の件数なんですけど、令和3年度45件、令和7年度10月末で275件と6倍以上になつております。やはり、物すごい勢いで増えておりま

す。そして、法人がかなり入り込んでいることも明らかになりました。この増加していること、特に法人が増加していることの問題や課題なども含めて、区の認識を伺います。

あと、もう一点。規制対象外地域の状況や住宅、あ、これは区長の答弁なんんですけど、規制対象外地域の状況や住宅宿泊事業の実態を確認するとともに、他自治体の取組を研究していくと答弁されています。どこまで進んでいるか、何をやるのか、具体的にお願いします。

あと、もう一点、建物玄関に標識の掲示を義務づける考えはないと答弁されています。建物の出入口に見えるところにないと、地域住民の方が把握できず非常に不安だと思います。それでもいいと区は思っているのでしょうか。伺います。

○のぐち委員長 中島課長。

○中島生活衛生課長 まず、法人につきましてですが、法人が一概に悪いということではなくて、やはり法人も含めてしっかりとルールを守らせるということが大事だというふうに考えているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、苦情等いただければ、すぐにこちらは対応してございますので、そういったところで法人についても同じようにしっかりと対応させていただいているというところでございます。

地域の状況について具体的にというお話をしたけれども、そちらにつきましては、もともと平成30年のときに、要は文京区のこのエリアがどういった状況なのか、住宅化が進んでいるのかどうなのか、そういったもろもろも認しながら規制区域を決めたという過去の事例がございますので、やっぱりこの辺についても同じ考え方をすべきだなというふうに考えているところでございます。なので、実際、今、近隣商業地、商業地につきましては、今後ですね、住宅化が進んでいれば、その辺についても少し対応を考えていく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

また、建物の入り口についての標識でございますが、基本的にですね、例えば、そもそも法律上、制度上は、住戸ごとにも民泊として登録ができますし、建物一棟丸々として登録することも可能でございます。ただ、実際ですね、例えば複数の、例えば通常のマンションで複数の方がいて、お部屋、御自身が持っているお部屋だけを登録する際に、例えばマンションの入り口に全部ここが民泊ですよということはやっぱり掲示はできないと思いますので、やはりそこは法令にのっとって必ず出入口、あるいは門扉のところに、各登録されている施設の門扉のところに掲示するといったことで考えているところでございます。

（発言する人あり）

○のぐち委員長 中島課長。

○中島生活衛生課長 他区の自治体につきましては、昨今ですね、今、様々な条例改正だとか、あるいは規制強化の動きがございますので、その辺のところについて、我々としても、法的根拠だとか、その他、その効果だとかを各区と情報共有しながら、こちらとしても検討を進めたいと考えているところでございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 今、実際、民泊が非常にどこにでも増えていて、他の自治体はかなり取組が進んでいるところもありますので、ぜひ参考にしていって、まだまだ文京区は弱いと思います、規制が。

それとですね、例えば掲示の問題、標識掲示の問題なんんですけど、音羽一丁目や後楽二丁目にある民泊は、広い道路に面したところに掲示してあって、掲示についての問題は起きていません。なので、問題が起きていないならば、地域住民の不安を軽減することのほうが重要だと思いますので、ちょっとその辺も工夫、対策を今後考えていただきたいと思います。

それとですね、説明会について、法人は要請していくが個人には義務づけない、これ区長答弁なんですけれども、やはり近隣住民には不安が募るばかりです。この個人には義務づけないと答弁されていますが、近隣住民に知らせる工夫というのはどのようにしていくのでしょうか。

○のぐち委員長 中島課長。

○中島生活衛生課長 まず、他区の先ほどの話がありましたけど、先ほど申し上げたとおり、今、条例改正しているのは全く規制をしてなかったところがほとんどでございます。文京区については、先進的にもう規制をしてございますので、決して他区の、他区の取組から劣っているという認識は全くございません。

あと、個人の方についての周知方法でございますが、基本的には、民泊を開業する際には、近隣の方々にちゃんと紙、チラシを配る、その際にはできるだけ面談でやっていただきたいということは、個人及び法人どちらにでもお願いをしているところでございます。ただ、法人さんにつきましては、やはり地域から説明会の要望が多いものですから、何とか対応していただけませんかと、これも特に法令上、義務づけられているものでございませんので、区としてはぜひお願いをしているところでございます。ただ、これが法人の方、あ、個人の方になりますと、なかなかその地域の個人、あるいは特定の個人の方が地域説明会を開くというのが果たして現実的なのかどうなのかを考えたときに、やはり個人の方については、なかなかそこは難しい。ただし、しっかり周知はしていただいた上で事業を適切に取り組んでい

ただきたいというふうに考えているところでございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 個人に義務づけはないということなんですけれども、しっかりと指導していただきたいと思います。

○のぐち委員長 よろしいですか。

ほかによろしいですか。

それでは、請願受理第51号の態度表明に移りたいと思います。

自由民主党さん。

○田中（と）委員 51号、1項、2項、3項とも趣旨に沿い難いということで、自民党、不採択といたします。

○のぐち委員長 文京維新さん。

○宮崎委員 まず、第1項に関しましては、先ほど課長からも説明あったとおり、区のホームページ上にも民泊施設のリストが載っており、またね、ぶんきょうの保健衛生の資料に掲載されている民泊に関する細かい情報も一緒に見れるようになっているというところからも、しっかりと正しい情報の提供がされていると考えられますので、請願事項1は不採択でお願いいたします。

2番に関しましては、請願事項2に関しましては、現在でも、区では隣接区としっかりと情報提供、共有もしております、民泊についての数値もしっかりと追いかけて、それに合わせた対応もしっかりと行っていると聞いております。隣接区では、民泊に関しての動きが確かにいろいろと動いている時期であるのは分かりますが、今のところその影響による文京区の民泊に関しての相談が増えたかというと、あまり変化がないということも聞いておりますので、こちら不採択といたします。

3番に関しましても、平成30年から規制強化は行われており、現在の区の民泊の実態にそぐわない規制強化や民泊の中止を行ったりすれば、隠れての違法民泊営業の増加などにつながる懸念もございます。現在でも、区では民泊経営に対してはルールをしっかりと守ってもらうよう努めておいでですし、今後も週末規制をしっかりと守ってもらい、国にも要望書を出すなどの対応などもしていく予定も検討しているとも聞いておりますので、請願事項3に関しても、不採択といたします。

○のぐち委員長 AGORAさん。

○沢田委員 第1項についてです。公開できる情報は全てもう既にぶんきょうの保健衛生、事

業概要にまとめてホームページにも掲載しているというお話をありましたので、ただ、一方では、先ほど質疑で述べたとおり、区民にはこの事実が認知されていない懸念もあるということなので、まず、この認知度を上げるところからかなと。その先に区民からこんな情報も公開してほしいとか知りたいという声があれば誠実に応えていくという順序が妥当であろうと考えます。

第2項、マル・バツは最後にまとめていいですか。はい。そのつながりで、第2項は先ほど質疑の中で、区の分析の結果が明らかになりましたので、これもまずは区民とこの認識を共有して、その先のやり取りを誠実に行っていくのが妥当だろうと思います。

ということですので、第3項の規制強化の検討についてもですね、こうしたやり取りによって、区民と区の認識のずれが解消された後に、議会も含めた3者で協力して検討していくのが妥当だろうと判断いたしまして、第1項から第3項まで、全て不採択といたします。

ちなみに、1項の情報提供についてはですね、区民の知る権利を優先して、区が率先して行うべきという会派内の少数意見もありましたので、申し添えます。

○のぐち委員長 文京子育てさん。

○たかはま委員 御指摘の憂慮については理解できますが、一方で、既に区も認識し、取り組まれており、加えて、これまで厚生委員会、本会議等で多く議論されてきた内容であります。請願の態度としては、1項から3項、不採択とさせていただきます。

○のぐち委員長 日本共産党さん。

○千田委員 日本共産党から、請願51号について発言いたします。第1項は、事業所が増加し、トラブルや苦情の声も増加しています。1項については必要と考えるので採択します。

2項については、隣接区の規制強化により、利用者が文京区に流れていく可能性は十分考えられます。なので、採択します。

3項についても、我が会派は規制強化を要望しているので、採択します。

○のぐち委員長 公明党さん。

○松丸副委員長 区としても一定程度の取組をしておりますので、よって、1項、2項、3項ともに不採択でお願いします。

○のぐち委員長 それでは、請願受理第51号の審査結果について申し上げます。

第1項、2項、3項ともに、採択1、不採択6。よって、不採択すべきものと決定いたします。

○のぐち委員長 続きまして、理事者報告に入ります。

保健衛生部より2件です。

初めに、報告事項1、新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についての説明をお願いいたします。

中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 それでは、資料第2号を御覧ください。文京区新型インフルエンザ等対策行動計画について御報告いたします。

まず、目的と行動計画の改定の経緯でございますけれども、文京区新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、新型インフルエンザ等の感染の拡大の抑制及び区民の生命及び健康の保護、区民生活及び経済活動に及ぼす影響を最小化にする目的で、平成26年に制定されたものでございます。昨年、国の計画が改定されまして、本年5月にですね、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画の改定がありまして、それを受け、約10年ぶりに改定をするといったものでございます。

次に、本計画の改定計画の考え方と素案でございますが、2ページの別紙1、文京区新型インフルエンザ等対策行動計画改定概要の3、行動計画改定の基本的な考え方を御覧ください。

まず、計画の改定に当たりまして、先行いたします文京区感染症予防計画等の関連計画との整合性を図りながら策定をしており2部17章で構成しているところでございます。

その下のところをちょっと御覧いただきたいんですが、一部ではですね、基本的な計画の考え方や策定の目的、発生段階の考え方や対策項目などの計画の前提になる事項を記載させていただき、2部では対策項目ごとに発生段階に応じた取組の基本方針等を掲載しているところでございます。

第2部の各項目の考え方、取組について御覧いただきたいんですが、旧計画では六つの発生段階と七つの対策項目で構成しておりましたが、本計画につきましては、新型コロナウイルス感染症の経験、知見を踏まえまして、発生段階及び項目を再編し、準備期、初動期、対応期の3段階の発生段階と13の対策項目で策定をしているところでございます。とりわけ、準備期における平時からの取組について記載を充実させておりまして、実践的な訓練の実施や職員の対応スキルの向上、一体的かつ整合的な情報提供、共有体制の整備、感染症危機管理に関する専門分野の専門家との平時から連携強化などの取組を記載しているところでございます。

1ページ目にお戻りください。今後のスケジュールですが、今、この議会での報告後、12月中旬から1月中旬にかけてパブリックコメントを実施いたします。2月に新型インフルエンザ等対策行動計画検討、ああ、すいません、検討委員会及び新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議に報告した後、3月に東京都へ意見照会を実施する予定でございます。年度が変わり、東京都からの回答後、区議会第2定例会に報告をさせていただき、改定の運びとなります。

御報告は以上となります。

○のぐち委員長 続いて、告事項2、男性HPVワクチン接種費用助成の変更についての説明をお願いいたします。

小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 資料第3号を御覧ください。男性HPVワクチン接種費用助成の変更についてでございます。

令和6年度より、区はヒトパピローマワクチン、HPVワクチンの4価の男性任意接種について全額助成を開始してまいりましたが、本年8月25日にHPV9価のワクチンが男性にも拡大承認をされたことを踏まえ、助成対象に9価ワクチンも追加するものです。区では11月1日より9価ワクチンを助成対象に追加しております。また、8月25日から10月31日までの間に既に自費で9価ワクチンを接種した方については、区助成額を上限として償還払いを行います。

対象は、小学校6年生から高校1年生相当の男子で、従来と変更はございません。

助成額は全額助成とし、定期接種のワクチンの契約額と同額を上限といたします。

接種回数は3回ですが、9価ワクチンにつきましては、15歳未満で1回目を接種した場合は2回で接種完了が可能です。

事業は11月1日から既に開始しており、周知方法は記載のとおりです。

御報告は以上となります。

○のぐち委員長 それでは、報告事項1、新型インフルエンザ等対策行動計画改定についての御質疑をお願いいたします。

たかはま委員。

○たかはま委員 先ほど御説明いただいた中で、実践的な訓練のお話がございましたけれども、これ具体的にどのようにしていくのか教えていただけますでしょうか。特に現行の計画から改定というところで、新型コロナを踏まえてというところを考えると、具体的な事例とい

うのがいろいろと蓄積されているかと思うんですけれども、そのあたりを踏まえてどんなふうに実践的に訓練を行っていくのか伺います。

○のぐち委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 訓練のほうは、区といたしましては、都内の、あ、区内の駒込病院、都立駒込病院が感染症指定医療機関となってございますので、そちらと一緒に訓練をしております。具体的には、新型インフルエンザの訓練につきましては、都と協力して行ったりすることもございますし、区と駒込だけですることもございますが、新型インフル、あ、ごめんなさい、コロナの経験を踏まえまして、従来からも行っておりますが、コロナの間、ちょっと訓練のほうが中止になっていたということもございますので、改めて前回までと、今後、区の都のほうで行ってきたものとブラッシュアップするような形で、府内の訓練体制、あ、都と国との調整であったりとか、国と、あ、ごめんなさい、都と区の調整であったりというところも含めまして、訓練のほうを行ってまいりました。予防計画にもございますけど、感染症予防計画にもございますが、新型インフルエンザの訓練は訓練でやりますが、一類感染症の訓練というのも駒込のほうとは毎年やっておりますので、そちらも併せて訓練をやっておりますし、顔の見える関係をしっかりと築いているというところでございます。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 一番最後におっしゃっていた顔の見える関係というのが、まさにその質問の趣旨のとおりなんですけれども、国や都との連携というふうに考えると、駒込病院との訓練というのが一番重要なというところはおっしゃるとおりかなと思いますが、一方で、文京区だと、大きな医療機関がたくさんあるという中で、ほかの医療機関との訓練の体制というのも重要なというふうに思いますけれども、お考えはいかがでしょうか。

○のぐち委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 今、予防対策課長のほうから訓練という形で御説明をさせていただきました。ほかの医療機関につきましては、訓練というフェーズも確かに重要だと思ってございますが、日頃からですね、やはり顔の見える関係をつくっていくというのがやっぱり一番大事かなというふうに考えているところでございます。例えば感染症連絡会とかですね、そういったところで、ほかの大学の先生たちからも来ていただいて、様々な御意見をいただくとか、今年からはですね、緊急医療救護所の設置に向けて大学と様々な意見交換をしたり取組を始めておりまして、そこでも大分顔の見える関係ができていて、予防対策課だけのラインではなくて、例えば生活衛生課のラインからでもですね、大学と様々な意見ができるような、

意見交換できるような形になってございますので、これを引き続き続けていき、プラスアップをしていきながら、いざ本番にもし感染症が発生したときには、大学病院等ともスムーズに連携をしたいというふうに考えているところでございます。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 顔の見える関係ができているからそれでいいというわけではなくて、その連携体制の先には訓練の必要性というのもあるというような認識でよろしいでしょうか。

それから、DXというキーワードが幾つか出てきたのでお伺いしたいと思います。44ページをお開きいただきたいんですけども、この中で、平時より医師や届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生届より及び退院届の提出を促進するですか、ほかのところにもあるんですけども、システム導入をやっていくというようなところが割と踏み込んだような書き方なのかなと私は思ったんですけども、このあたりの今現状と、それから、今後改善すべき点について教えていただけますか。

○のぐち委員長 中島課長。

○中島生活衛生課長 ここにつきましては、前回の新型コロナとかは特にですね、ファクス等々で状況をやり取りしているといった現実が一定あったというところを踏まえまして、国がですね、やはりコロナを機会に、要は各病院や、あるいはクリニックに至るまで、そういった形が、そういった方たちのカルテとか、そういったものを電磁的に電子的に作成し、それを共有するといった形で、我々文京区のほうについては、国に準じて取組をしているところでございます。また、その後ですね、その送られてきたデータに、その後の経過についても併せて確認ができる、記録ができるという形でつくってございますので、そういった形につきましては、やはりコロナの経験、あるいはそこに載っているような課題が大きく国のほうも認識した上で、区もそれに合わせて対応しているといったところでございます。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ちょっとそのロードマップが分からなかつたんですけど、以前、ファクスだったというところがあつて、で、国が求める理想の姿というのがあつて、今、区がどの辺りにいらっしゃるのかなというのが、何となくの話で申し訳ないんですけど、教えていただきたいのと、あと、区民と関係する部分で、同じくDXで70ページのところで、接種対象者をシステムに登録して、接種対象者にスマートフォンで通知できるよう準備を進めていくということで、区に求められているというような書き方がされているんですけども、これに対してのお考えを伺えますか。

○のぐち委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 まず、発生届についてですが、電磁的な方法というところで、今まで、先ほど生活衛生課長が申し上げたように、ファクスで大量のものが来ていたというのがほとんどが、ほとんどというか、ある程度、一定程度、電磁的方法で、NESIDという国のことろに直接登録していただくような形で医療機関の先生にはお願いしております、そちらを運用しているところになります。そこから、区のほうとしましては、調査であったりとか、その後の入院とかの調整、将来的には二類感染症なり新型感染症になった場合は調整とかそういったところもございますが、そういったところの面の管理という面でもDXを進めておりまして、調査、今の現在としましては、調査対象のものを全て電磁的な方法で管理できているという状態にはなります。新型のものが発生しました際には、その対応に合わせて追加するような形にはなると思います。

予防接種に関してですが、今現在、いわゆるマイナンバーカードにひもづけてデータを取り込んだりとか、接種記録を取り込んだりとか、将来的にはそれを使ってお持ちのスマートフォンにプッシュ型で接種のものが、接種の勧奨であったりとか、予診票というのをつくれるようなPMHという制度を、今、準備している段階でございます。まだ完全には、できるには国のほうであったりとか、医療機関の調整というのが必要な状態ではありますが、一つ一つ準備をしている状態でございます。

○のぐち委員長 よろしいですか。

千田委員。

○千田委員 私もこの準備期の充実というのがどのようなものか質問しようと思っていたんですけど、今、お答えいただいたということで、東京都新型インフルエンザ対策、これが令和7年5月16日改定に伴いということで、で、文京区としてつくるんですけど、文京区の特徴をお願いします。

○のぐち委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 もともと国の計画、都の計画の改定を受けてというところで、一定程度、国のほうからは示されているところがございますが、文京区の特徴といたしましては、やはり大規模な病院だとか大学がございますので、そういった方たちとの、例えば日頃から彼らが持っているデータ、あるいは感染の予兆をキャッチするようなデータについて御提供いただけるような形で御提案をいただいてございますので、そこについて我々としては盛り込んでいるというところが、この計画の文京区の最も特徴的なものというふうに考えてございます。

す。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 ぜひ文京区の特徴を取り入れながら進めていただきたいと思います。

令和8年3月に東京都への意見照会ってあるんですけど、これは都がいろんな自治体のを集約するということなのかということと、その後、どうやって都が動いていくか、お願いします。

○のぐち委員長 中島課長。

○中島生活衛生課長 令和8年の7月までには計画を策定し、つくり上げなきやいけないというところでございますので、その前の3月につきましては、東京都が都内の全ての自治体の計画を集めて、その中で整合性を確認するということを聞いてございます。区といたしましては、その回答を受けて、一部、例えばここを修正してくださいってところがあれば、そこについては対応していくしかないかなというふうに考えてございますので、それを踏まえて最終的なものを次の第2定例会、来年度第2定例会でお示しをするといったところでございます。

○のぐち委員長 よろしいですか。

市村委員。

○市村委員 今回、文京区新型インフルエンザ等対策行動計画というものが、126ページという長い計画書の中で示されました。目的を、最初のところに目的があって、簡単に言うと感染拡大の抑制、インフルエンザの抑制が大きな目的だということで、今、思い起こすと、コロナ禍ね、コロナ禍のときに、たしかインフルエンザという言葉がなくなるぐらい、インフルエンザにかかる方がいなくなつたような記憶があります。それはなぜかというと、インフルエンザが怖かった、ああ、コロナが怖かったんで、皆さんね、本当に私も毎年必ず1回や2回は必ず風邪らしきもの引くんんですけど、コロナ禍、どういうわけか1回も引いてないんです。なぜか、なぜかというと、手洗いとうがいの励行だけなんですよ、これ。これ今でも帰って、家に帰ると、1回は当然やっているんですけど、その当時はまめに、やっぱりお昼とか、もうまめに何かあるとまめにやっぱりやっていたんですよね。ですから、その抑制ということであれば、それがやはり周知するのが一番最大の効果かなと思いますので、ぜひですね、各小・中学校、いろんな幼稚園、保育園、各障害者施設の皆さん、いろいろありますけども、そういうところにいま一度ね、よく周知していただいて、インフルエンザにかかるないという最大の多分効果があると思いますので、ぜひその辺の周知をまた再度お願いし

たいなということで、意見を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○のぐち委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 今、市村先生の御経験に基づきまして貴重な御意見いただきましたので、ぜひそこのところでですね、関係各所管と連携をして周知をしていきたいというふうに考えてございます。

○のぐち委員長 よろしいですか。

以上で、報告事項1の審議を、質疑を終了いたします。

続いて、報告事項2、男性HPVワクチン接種費用助成の変更についての御質疑をお願いいたします。

千田委員。

○千田委員 まず、三つ伺います。令和6年度、令和7年度現在までの接種人数ですね。あと、9価の全額を助成している他区で実施しているかというのと、それと接種の金額、1回の金額ですね。その3倍で3回、接種の金額になると思いますけど、お答えください。

○のぐち委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 まず、令和6年度の実績になりますが、HPVのワクチン、男性の任意接種の実績は419件となります。令和7年からは4月からで現在まで、9月ぐらいになりますけれども、173件、本日までで償還払いをいただいた方が3件となります。

9価を、この改定を受けて実施しているところは4区となります。具体的には、ホームページ上で調べた限りですけれども、中央区、港区、江東区、文京となります。

金額ですけれども、9価の女子の、女性の定期の費用と同額でございまして、1回当たり3万69円となっております。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 女性の接種は2013年から定期接種になりました。その2013年、副反応が、定期接種になる前から副反応が出てたんですけども、患者会もできていましたね。3月に患者会が出来上がり、2013年3月に、副反応があまりにあって患者会が出来上がって、そして4月に定期接種になったという流れはあるんですけども、副反応が多発したために、予防接種対象者への自治体からの接触的推奨は控えになりました。定期接種にするには、その病気の蔓延を防ぐことが最大の目的で、なつかつ薬が安全であることが求められます。しかしながら、女性に対する子宮頸がんワクチンは副反応が多発しました。また、定期接種は本人負担は無料になるのと、自治体では推奨する義務があります。ところがですね、2021年に積極的推奨

を、あ、ごめんなさい、その前に、国としては積極的推奨を差し控えました。あまりに副作用が多発するということで。裁判も起こりましたけれども。ところがですね、2021年に積極的推奨を差し控える状態は終了しています。ちょっと複雑な言い方なんんですけど。しかし、子宮頸がんワクチン訴訟自体は継続し、多くの方、女の子たちが、今、副反応で苦しんでいることも事実です。男性への接種は定期接種ではなく任意接種です。このような状況の中で、なぜ区は、令和6年には4価、さらには9価のワクチンを全額助成を行うのでしょうか。

○のぐち委員長 小島課長。

○小島予防対策課長 男性への接種につきましては、肛門がんや尖圭コンジローマが予防できるというところがございます。また、様々な性交にてHPVに感染することにより、女性への性交を通じて感染させることもあり得ると考えております。女子の定期接種での積極的勧奨が再開された時点で、ワクチンとの因果関係ははつきりとした証明はできないというふうに国も言っております。区としては、男子は任意接種であり、その接種いただけるワクチンが承認された以上、接種の選択肢として、希望する方にはメリット、デメリットを分かった上で選んでいただけるように助成を行っているというものでございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 子宮頸がんワクチンには、私も添付文書を読みましたけれども、この添付文書に書かれていないこともいろいろ報告されているんですが、もちろん書かれていることも十分ありますけど、主に知覚に関する症状ですね、頭や腰の痛み、関節が痛い、感覚が鈍い、しびれる、光に対する過敏など。また、運動に対する症状ですね、脱力感、歩行困難、不随意運動。そして、自律神経などに関する症状についても、倦怠感、目まい、吐き気、睡眠障害、月経異常など、そうなんです、生理がなくなる女の子たち、たくさんいます。それで、4番目に認知機能に関する症状、記憶障害、学習意欲の低下、計算障害、集中力の低下など、多系統にわたる多様な症状が一人の人に重症化してあらわれている深刻な副反応が生じています。

私も、女の子で赤ちゃん帰りして、お母さんのべったり、べったりついていかなきやいけないというのも、子も見ていましたし、北海道の女の子ですね、訴訟の原告の子なんですけど、お母さんが横にいるのに弁護士さんに向かって、弁護士さんが何か困ることないと聞いたら、その子は何と言ったかっていいたら、お母さん探してって言う、じゃあ、ここにいる人は誰って言ったら、その子が答えたのは、分かんない、何かいつも一緒にいるのって。そのような本当に深刻な状況が起きております。この深刻な副反応が多様、これ一部なんです

けど、いっぱいありますて、食べれなくなつてお父さんがずっと食べさせているという子も見ていますし、子宮頸がんワクチン、深刻な副反応に対応するために、厚生労働省は全国に協力医療機関を設置しましたが、副反応に対する治療法は確立しておらず、副反応症状を訴えて協力機関を受診しても、担当する医師が、自分の医院ですね、医院が協力機関であることにすら知らなかつたり、副反応治療をしたことがないとの理由で治療してくれないなど、協力医療機関も十分に機能していません。このような状況を区としては把握していますでしょうか。

○のぐち委員長 小島課長。

○小島予防対策課長 副反応について、厚生労働省がHPVの感染症の予防接種に関する相談支援、医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業として、関東ブロックの拠点病院になっているのが順天堂医院様でございます。令和6年度には共催にてHPVワクチンについての、子宮頸がんとHPVワクチンについての市民講座というのも行っておりますので、我々としましては、御相談があった場合には、そういう機関があるというのを御紹介をしているところでございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 子宮頸がんワクチンは、子宮頸がんワクチン薬害訴訟は現在進行形です。原告及びその他の被害者からは、深刻な副反応によって中学や高校での勉学に支障を來し、症状が重ければ医療機関への入院、入通院を繰り返さなければならず、他の生徒が普通に送っている学校生活が送れない。また、高校では留年や退学回避の通信制高校への転校を余儀なくされた方もいます。大学などへの進学も断念せざるを得ず、進学できても、障害のため、あるいは体調が許さず退学した方もたくさんいます。そのような結果、思い描いていた進路や夢を諦めければならならない、なりませんでした。障害が残ったものや、現在もひどい体調不良がある方も就職はままなりません。重い症状、障害のある原告らは、親に付添い、介助を頼らなければなりませんが、親も高齢となっていき、原告らと親たちにとっては将来の不安が募るばかりです。この薬害訴訟に関しては、区としては把握していますでしょうか。

○のぐち委員長 千田委員、男性HPVワクチン費用接種について質問をお願いいたします。

○千田委員 副作用について共有していきたいと思うので、質問しております。

○のぐち委員長 副反応のところについて、小島課長、お願ひします。

○小島予防対策課長 副反応につきましては、HPVのワクチンの副反応といたしまして、文京区男性HPVワクチン予防接種を御希望の方へというリーフレットを、受けていただいた、

接種医療機関で受けていただく際にお配りしております。そこにH P Vワクチンの副反応としてこういうものがある、4価と9価、それぞれこういうものがあるというところと、パーセンテージというところでお示ししているところでございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 先ほど、課長さんからも効果について説明がありましたが、肛門がんですね。肛門がんについては予後のよい極めてまれながんであり、また、尖圭コンジローマはいぼができる性病、性感染症ですが、自然治癒が多い良性病変であり、治療も存在、治療法も確立しています。このようなワクチンの効果だけではなく、起こり得る副作用もしっかりとワクチン希望者には伝えていただき、そして、そのことを踏まえて御本人、そして保護者の方が接種の判断をするべきなので、その辺はしっかりとやっていただきたいです。もう一度、御答弁お願ひいたします。

○のぐち委員長 小島課長。

○小島予防対策課長 皆様に、受けていただく皆様にメリット、デメリットを分かっていただけるような周知を今後もしてまいります。

○のぐち委員長 よろしいですか。

沢田委員。

○沢田委員 私からは接種費用、今回、助成ということで、それは大切なんですが、同時にというか、先ほどの千田委員の質疑にも関連して、その前にやることがあるんじゃないかというお話です。例えばですけど、先ほど請願審査でも明らかになった区民の認知度の低さですね。これは言い換えれば区の情報共有の不足の問題だと思いますが、このH P Vワクチンに関しては、どのように区は認識されているでしょうか。また、それに合わせた対応策などもあれば伺います。

○のぐち委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 H P Vワクチンに関しましては、女性には定期接種としてお知らせしておりますし、男性は、昨年度より任意接種といたしましてお知らせしております。昨年度にはなりますが、中学、小、区内の小学校6年生から対象の中学生3年生、高校1年生はちょっとお知らせできませんが、男女併せたH P Vワクチンについてというチラシを配付したところでございます。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 取組は伺ったことあるんですけど、実際に認知されているのかというところは把

握されているんですかね。私が危惧しているのは、H P Vワクチンという名称ではありますが、ずっと子宮頸がんワクチンというふうに呼ばれてきていますよね。そうすると、男性は自身が接種対象であることを認知する機会が少なかったんじゃないかなと、これまでと思うんですね。このあたりをどのように考えて対応をされているのかということと、先ほど千田委員の質問の中で副反応の話あったんですが、男性本人とか保護者に情報提供が十分でないためにですね、その副反応の危険性であるとかも含めてですね、そういったリスクも含めた情報提供が十分でないために、接種の重要性が伝わりにくい状況もあるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長 小島課長。

○小島予防対策課長 接種対象についてのお知らせについては、あくまで任意接種ですので、個別ということはいたしませんが、「For Your Great Future」という冊子の中にもH P Vワクチンのことはたしか記載させていただいていると思います。情報提供につきましては、確かに、今、情報提供につきましては、今後も併せてさらに受けていただきたい方には情報が伝わるように工夫を考えてまいりたいと思います。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 先ほど申し上げたことは、認知度という視点で言うとですね、別にアンケートをとって何%が、その対象年齢の男性の何%がこれ認知しているのか、自分たちが対象だと分かっているのかみたいなところで把握しろとは言ってないんですけど、少なくとも現場レベルでそういった配慮であったり取組は求められるんじゃないかなという視点でお伺いしたことなんですね。いろいろ既に検討いただいている部分だと思いますので、今後もその視点の検討は継続をいただきたいということ。

で、今、その「For Your Great Future」という冊子で啓発をされているということだったんですけど、その若い男性ですね、その対象の男性がその冊子を見たときに、あ、これは信頼できる情報源だなと、自分に向けて発信されているものなんだなというふうに受け取れるかどうかというところをぜひ配慮をいただきたいということなんです。医療の専門家であるとか、行政の機関であるとか、信頼性の高い情報源からの提供を、そうですね、これは今後も強化をいただきたいという要望でも構わないんですけども、何かあればお伺いしたい。

もう一つが、この間、議論のあった定期接種化の話ですね、任意接種ということなので、どうしてもその周知であるとか、対象者が当事者感が薄れてしまう部分あると思いますので、長期的には男性の接種を予防接種法の定期接種の対象に含めるような、これは、要はその効

果ですよね、費用対効果も含めた効果の検証も含めて議論を継続して、国レベルでの議論になってくると思いますけど、進めていくということに対して、区がどのようにお考えか伺えればと思います。

○のぐち委員長 小島課長。

○小島予防対策課長 先ほど申し上げた「For Your Great Future」は、中学3年生の区立の皆様、区立中学校に通われている方にお配りしていて、12ページの子宮頸がんというところで、男性、一番下に男性というところで、ワクチンのHPV男性ワクチン任意接種、予防接種、ああ、任意接種費用助成というところでQRコードをつけて御案内しているところでございます。そちらについて、性交で移るというところで、ほかの性感染症と併せて啓発等も関連課とも協議しながら、どのようにして認識をしていただけるかというのも検討、考えてまいりたいと思います。

あと、国レベルでの定期接種の件ですけれども、現在、国のはうが、今、検討中でございまして、そちらについては、隨時、国のはうの発信を見ながら早く情報をとれるように工夫しているところでございます。

○のぐち委員長 沢田委員、まだ質問ありますか。

（「ない、ないです」と言う人あり）

○のぐち委員長 ないですか。よろしいですか。

12時になりましたので、少し委員会を延長したいんですが、よろしいでしょうか。

（「一般質問……」と言う人あり）

○のぐち委員長 一般質問が、今、2名の方から2件出ておりますので、そのまま続けて一般質問に入りたい、沢田委員の質問が終わった後、一般質問に入りたいんですが。

（発言する人あり）

○のぐち委員長 たかはまさんある。

（「あ、じゃ、駄目だ」と言う人あり）

○のぐち委員長 じゃあ、一旦、沢田委員の質問の前で休憩に入ります。13時から再開いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 0時58分 再開

○のぐち委員長 では、休憩前に引き続きまして、報告事項2の質疑を再開いたしたいと思います。

沢田委員。

○沢田委員 ちょっと飛んじやつたのであれなんんですけど、要は、申し上げた情報共有ですね、区民とのコミュニケーションのずれが生じないようにというところは、改めて今後の類似、同様のワクチン接種事業に関しても十分に留意いただきたいと。それが公衆衛生の向上、信頼性の向上につながるということを申し述べて終わります。

以上です。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 先ほど千田委員から助成額についての質疑がありましたけれども、これの財源、都のほうから措置されるかと思うんですけども、どの程度、全額、接種に係る広報だとかがみんな来ているのかどうか確認させていただきたいことと、あとは、周知については、どの程度しっかりと伝えるかというところは非常に重要なというふうに先ほどの質疑を聞いていて思いました。何でしょう、勧奨はがきみたいな形は恐らく任意接種だとなじまないのかなと思うんですけども、何らかの形で全てのお子さんの手に届くような工夫をぜひしていただきたいと思います。

先ほどの御答弁の中では、区立中に対してGreat Future、冊子が配布されているということですが、そうすると私立に行っている子はどうなのかというふうに感じたものですから、お考えを聞かせていただけますでしょうか。

○のぐち委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 財源についてですけれども、4価ワクチンにつきましては、都の負担している半額、2分の1で、区のほうから補助が出ておりますが、9価ワクチンについては、今年度は適用ではないというふうに都から言われておりますので、全額区での負担となっております。

また、周知につきましては、おっしゃるとおり、私立のお子さんにはなかなか難しいかと思いますが、SNS等も工夫して発信していくといったところで、引き続き周知してまいりたいと思っております。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 分かりました。せっかく9価も適用拡大されたんだけれども、都のほうの補助金はまだ今年、今年度はできてなくて、来年度だと対応になるかなということですね。そうすると、あ、分かりました。はい、理解しました。

周知については、一層の工夫をお願いしたいというふうに思います。SNSということで

すけれども、SNSで男性のHPVワクチンができますよというふうに制度を説明しても、当事者の方にはなかなか響かないというふうに思いますので、性教育の一環として、この対象の年齢の男の子たちがどんなふうにしたら伝わるかといったところは、ぜひ工夫をしていただきたいというふうに思います。

もう一つ、ちょっと関連した事項で申し訳ないんですけれども、女性のほうのHPVワクチンで、年齢の制限、キャッチアップだと思うんですけれども、期限が来てしまって打てなくなったりという子がいて、それについてのキャッチアップ、さらなるキャッチアップというか延長がたしかあったかと思うんですね。1回だけ打っていれば追加ができるよと。それについて、ちゃんと当事者の方に伝わっているかどうか確認させてください。

○のぐち委員長 小島課長。

○小島予防対策課長 昨年の今頃に9価のワクチンのほう、HPV9価のワクチンのほうが、キャッチアップが最終年度ということで非常に需要が伸びまして、需要と供給のバランスで9価が足りなくなるということがございまして、国のはうが1年、昨年度中に受けて完了していないキャッチアップ対象及び最終学年の高1学年だったお子さんに、女の子に対しては、来年度、今年度終了まで可能というところがございます、提示されました。それを受けまして、区のはうでも完了していない、1回でも接種を昨年度中に受けている、昨年度までに受けている方に関しましては、個別のはがきで、その旨のお知らせで、今年度中なら打てますよというのを周知してございます。

○のぐち委員長 よろしいですか。

宮崎委員。

○宮崎委員 ほかの委員からもいろいろとちょっと質問出ているんですけども、私からは、この9価ワクチンが、こちらの4価ワクチンに比べますとね、より多くのね、ウイルス型に対応しているということもあり、対象のこの拡大はね、本当喜ばしいことありますと考えております。

こちら、ちなみに、このHPVに関しての、関連してのいろいろなお問合せなどは、現状ではどれくらい来ているのか、ちょっとこちら分かれば教えていただけますか。

○のぐち委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 こちらの男性のワクチンの承認があった頃からお問合せが少し伸びておりまして、医療機関及び区民の方からのお問合せがある、初年度、当初よりも増えているというところになります。

○のぐち委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。いろいろね、今、お問合せが少しずつ増えてきているというところもね、課長からちょっと御答弁いただいて、そういったところからも、このHPVに関してはね、皆さんのがん心事もね、徐々に高まっているのかなと思いますけども、このHPVワクチンのね、この助成拡大、あとね、このHPVとは一体どういった症状があるとか、どういったね、感染経路があるのかなどについてのね、そういった、本当にHPVとはどういうものかということについての周知を今後どのように行っていくか、もしお考えがあればお聞かせいただけますか。

○のぐち委員長 小島課長。

○小島予防対策課長 ワクチン助成の拡大というところでは、現在やったというところになりますけれども、2価と4価のワクチンにつきましては、女子は来年度で適用がなくなつて、全て9価になるということになっておりまして、製造のほうも現在のところをもつて終了ということになっております。

HPVそのものについての周知というところですけれども、子宮頸がんの発生であつたり、疫学のところであつたりを含めて、接種医療協力機関であつたり、先ほど申し上げました拠点病院である順天堂大学学内にございますので、そちらと協力しながら行って、市民講座等を行つたりですとか、あと、性感染症としての学校でのところにも盛り込んでいただけるように働きかけていきたいとは思つております。

○のぐち委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。こちらね、今後もこのHPVワクチンの助成拡大の周知と併せて、HPVそのもの、どういったものかという周知もね、区民の方ね、ますますこちらがん心をお寄せいただることなのかなとも思いますので、引き続き推進していっていただきますよう、よろしくお願ひします。どうもありがとうございます。

○のぐち委員長 よろしいですか。

以上で、報告事項2の質疑を終了いたします。

○のぐち委員長 続きまして、一般質問に入ります。

一般質問は、3名の方から3件出ております。

千田委員。

○千田委員 千駄木の郷に伺い、千駄木の郷について伺います。

千駄木の郷は、法人桜栄会が、突然、昨年11月に、特養で地域包括からの撤退を打ち出しました。千駄木の郷には100名の職員の方がいます。利用者、家族、職員と住民から、職員の雇用と利用者の生活を守れとの署名が2,388筆、区長に提出されました。2月の御答弁で区長は、後継となる事業者にも職員の雇用の安定に極力の配慮を求める答弁されています。事業者選定では、希望者の継続雇用について最大限の配慮を求める答弁されています。また、決算委員会の総括質問でも、部長は、職員の継続雇用については最大限の配慮を求める答弁をされました。

ところが、区が選考、決定した次期運営事業者は、雇用条件について、有給休暇は4月から10月まで取得できない、夏の賞与はなし、夜間勤務は現行の拘束時間の延長と人員の削減、事務職員の基本給が19万5,000円だと最賃を割る可能性もあります。また、退職金は3年後から支給で、さらに職員選考には面接があり、7日以内に合否判定を出すとしています。これでは、次期法人の運営方針に従う職員を選別することで職員を分断し、千駄木で積み上げた職能のチームワークを壊し、ケアの質を落とすことに直結します。これは区長の言う、職員の雇用の安定に極力ないし最大限の配慮を求めた結果とは到底言えないと思います。区の認識を伺います。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 職員の皆様の雇用が守られることにつきましては、様々不安があるということは認識しております、重要なことであるというふうに考えております。職員の雇用条件につきましては、次期運営法人の判断にもよりますけれど、3回の、今、説明会、職員向けの説明会を開催をさせていただいた後に、個別の面接を実施するという形になっております。現行、次期運営法人につきましては、職員の積極的な採用に向けて今後も丁寧に対応するということを聞いております。また、有給休暇の取得ですとか賞与等の職員の個別の雇用の内容につきましては、様々影響が考えられるので、この場ではお伝えすることは控えさせていただきますが、現在も法人間で引継ぎに関するやり取りを進めておりまして、区としても、協議の中で、雇用の安定に極力配慮するよう求めているというところでございます。

そのほかですね、後継事業者につきましては、施設の運営をですね、今、どのような形で行っているのかということを、施設の見学等を現法人の職員さん向けに開催をするということも聞いてございます。職員に対する支援に対する疑問点ですとか、直接聞いて確認ができる場ということを希望する職員には設けていくというふうな形のことを聞いております。

以上です。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 そうですね、代表質問で、共産党から石沢議員が質問しました、千駄木の郷について。そのときの答弁なんですけれども、11月の区長の答弁は、今後も丁寧に対応していくと聞いております、区としても引き続き雇用の安定に極力配慮していただけるよう求めてまいりますという答弁なんですが、これ非常に、2月より大きく後退していると思うんですけど、2月には、もう一度申し上げますが、2月は後継となる事業者にも職員の雇用の安定に極力の配慮を求める、これ、区として極力の配慮を求めるって言っているんですが、先ほど申し上げた11月の区長の答弁は、今後も丁寧に対応していくと聞いております、区としても引き続き雇用の安定に配慮していただけるよう求めてまいりますという、非常に後退しているように聞こえるんですが、だから、区が積極的に配慮を求める答弁から、配慮をしていただけるよう求めるという受け身になっているんですけど、これでは後継法人に対する指導をする気が感じられないんですが、これはどうお考えでしょうか。

○のぐち委員長 佐藤課長。

○佐藤事業者支援担当課長 先ほども御答弁させていただきましたが、現運営法人と新しい運営法人のほうでですね、既に交渉ですとか引継ぎについてのやり取りを進めているという状況でございます。その中でいろいろ現法人から新法人に伝えられていること、それから、新法人から現法人に確認をしているというようなことは、状況ございますので、そういうところにつきまして、雇用の安定に配慮いただけるよう求めているというようなことでござります。

○のぐち委員長 よろしいですか。

千田委員。

○千田委員 御答弁の中で、佐藤課長の御答弁、今のお答えで、雇用について様々な不安があることは認識しているということをいただきましたが、どんな不安でしょうか。様々な不安。

○のぐち委員長 佐藤課長。

○佐藤事業者支援担当課長 先ほども、給与ですとか、それから有給休暇のことにつきましては、職員の方からもお話を聞いてございまして、そういう形のことについては、職員の方も重要な、守られることということで、不安になられているという認識でございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 ごめんなさい、その不安についての対応は、不安を解消するという、その意識と

いうか気持ちというか。どのように解消していくんでしょうか。

○のぐち委員長 佐藤課長。

○佐藤事業者支援担当課長 事業者、今も運営法人、現運営法人と新運営法人のほうで話をしておりますので、そちらのほうですね、お話を聞きながら、打合せ、区のほうも入らせていただいて、職員の声というのを新法人のほうに伝えさせていただいているということでございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 区のほうもそこに入り込んで一緒に対応しているということですかね。今の。

○のぐち委員長 佐藤課長。

○佐藤事業者支援担当課長 新法人と現法人と区のほうで3者で定期的に打合せのほうをさせていただいているということがございます。ですから、こちらのほうで職員の方から聞いた声につきましては、その場で、新しい法人のほうにもお伝えをさせていただいているということでございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 そうですね。やはり区のほうでもしっかりと対応していっていただきないと、このまま雇用が守れなくなる可能性がありますので、対応していただきたいと思います。

それでですね、区長の答弁で非常に気になるんですけども、こうした中、千駄木の入居者の、千駄木の郷の入居者の御家族から、39家族56人の連名で、区長にお願いの文書が提出されています。そこには、千駄木の郷では職員の方々のサポートと温かい気配りで安心して生活している、職員の方々への信頼は絶大、私たちの家族の生活を守り、現職員の方々から千駄木の郷で仕事を続けようと望む声に耳を傾け御配慮いただきたいという、このお願いが文書で出され提出されています。そして、職員の質は高く、継続年数の長い方が多いなどの声も寄せられています。このお願いの文書の、何だっけ、ごめんなさい、あ、そうですね、このお願いに対する区長の答弁が、ごめんなさい、御家族からのお願いの文書について、丁寧な対応を行うと聞いており、聞いておりというの運営法人から聞いていると思うんですけど、聞いておりってなっているんですが、これ、区長に対する手紙なんですね。確かに、区長と運営法人の宛名は連名になっているんですが、まず、第一に区長がきているんです。この区長が一番に、そして次に次期運営法人なっているんで、区長へのお願いです。それが、聞いておりという言葉になっているんですけど、区長からの、あ、区長へ御家族からの強い思いに区長は、次期法運営法人からは丁寧な対応を行うと聞いておりという他人事のように返

事されているんですけど、あまりに冷たいのではないですか。その辺を伺います。答えてない。

○のぐち委員長 佐藤課長。

○佐藤事業者支援担当課長 利用者、利用者御家族の説明会の際に、こちらのほうですね、お願いという形でお渡しをいただいたものでございます。御家族の方から心配の声をいただいているということで、法人が変わるということにつきまして、御家族の方、心配するという形で、こちらのほうお願いをいただいているということでございます。次期法人につきましては、その説明会の中で、こちらのお願いを確認をしていただきまして、文書につきまして丁寧な対応をするという形で、その場でお答えをいただいているというものです。区といたしましても、介護サービスが安定的に提供されるということを適切に、よう適切な支援に努めていくということをお願いをするという形でございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 このお願いは非常に重いものだと思います。39家族56人の連名で、ほかに多くの方の思いも込めたお願いだと思うんですけれども、この、何というかな、お願いに対して、じやあ、文書で出ているんですけど、文書で回答しているんでしょうか。

○のぐち委員長 佐藤課長。

○佐藤事業者支援担当課長 その場では、いただいたものに対して回答という形で、言葉でお返しをしているというような状況でございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 なかなかその場では回答しにくくても、その後でもいいと思います。その後でも誠意を持って文書で回答していくというお考えはございますでしょうか。

○のぐち委員長 佐藤課長。

○佐藤事業者支援担当課長 区としては、この回答について、文書で出すということは考えておりません。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 なぜでしょうか。

○のぐち委員長 佐藤課長。

○佐藤事業者支援担当課長 こちら、事業者のお願いということもございますので、事業者としての運営方針ですか経営に関することも含まれておりますので、区から回答できるという形のものではないというふうに考えております。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 まあ、分かりますけど、最低限、区で答えられることは十分あると思います。それと、もしそのように運営法人との関係があるのであれば、運営法人と話し合って答えるべきではないでしょうか。今、申し上げますけど、39家族56人の連名です。その思いに対して、その場で答えておしまいということで、もうちょっと冷たいとは思いませんかね。

○のぐち委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 この間、もう先ほど来、佐藤課長が、事業者支援担当課長が申し上げているとおりなんですけれども、私どもとしてはですね、介護サービスの継続的な提供というのが最大限大事なものだというふうに考えてございます。そのためには、職員の方たちが継続的、安定的に働いていただける環境をしっかりと整えていくということが大前提だというふうに思ってございます。その中で、この間、区としても最大限の配慮を求めてきたというのは、これ労働法規がございますので、法令に従って、当然、雇用の継続というのはお願いをしていくということですけれども、当然、義務づけることはできません。その中で最大限お願いをしたいということでございます。職員の皆さんもいろんな御不安があるというのは私どもも承知をしていて、例えばですけれども、当然、労働は一旦切れます。そこで、子育て中の方が、じゃあ、年次休暇を、やはり一旦切れますから、そこでどうしたらいいんでしょうかというのは、やはり運用の中で、じゃあ、休暇をずらすことをうまく考えましょうとか、いろんな対応策を考えています。そうした中で、例えばですけれども、夜勤の体制、これもロングとショートでメリット、デメリットございます。ロングのほうは、当然、固定化をされるので、職員の方の御負担というのは少なくなりますけれども、やはりショートのほうがローテーションで回しますので、職員同士の意思疎通というのが図れる中で、やはり介護の質が高まる可能性が高いという状況です。運営法人としても、現法人が行ってきた介護サービスのいいところをしっかりと学んで、それから、それを踏まえて自分たちのよさもしっかりと合わせながら、さらによい介護サービスを提供していきたいというふうに考えてございます。その途中で、入所されている皆さんからいろんな御不安の声があって、それに対して運営法人も丁寧に答えられています。今、まさに事業の継承というのを進めていく段階で、流れていく段階で、一時的なものに対して個々個別に対応させていただくというのが難しい状況はありますけれども、引き続き丁寧に対応させていただきたいというふうに考えてございます。

○千田委員 次期運営法人からは、いろんな勤務体制の提案が出されているんですけど、今の

課長さんの説明ですと、よくなっているように聞こえてしまうんですけど、実際には職員の方たちが不安に感じているというのは、やっぱりその職員体制について、お給料も含めて後退を感じているとは思うんですが、ちょっと認識を聞かせてください。

○のぐち委員長 佐藤課長。

○佐藤事業者支援担当課長 それにつきましては、これから個別の説明会のほうを開かせていただいて、今のお給料ですとかについて、新法人のほうで確認をさせていただいた後に、どういうふうな形で条件を提示するかという形になりますので、その辺については、新法人のほうで、今、面接を進めているというような状況でございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 区長の御答弁で、区としても介護サービスが安定的に提供されるよう、適切なサービスが安定的に提供されるよう支援に努めてまいりますというんですが、あまりに一般的過ぎて、具体的な中身がないと思うんですが、この具体的なことについては御答弁いただけますでしょうか。

○のぐち委員長 千田委員、ほかに何か具体的なことについてありますか。

○千田委員 じゃあ、もう一点。来年の4月には新法人に引き継がれます。ということは、もう現法人の撤退は3か月後ということになります。もう時間がありません。多くの職員は、職員の方は、今後の働き方にたくさんの不安を抱えております。新法人で働くことに迷っている、このままでは、区が大切な介護人材を潰してしまう可能性も大いにあります。また、利用者や御家族の不安は増すばかり。区として、今の職員の雇用を守ると毅然とした姿勢が求められています。それが利用者や御家族の安心にもつながります。職員、利用者、御家族に優しさと誠意を持って対応していただきたいと思います。そして、まずは区として介護施設とケア労働者の雇用を守り、介護福祉提供の、介護福祉提供の責任を果たすべきです。千駄木の郷の職員の雇用を守るために、区も尽力を尽くすべきです。伺います。

○のぐち委員長 佐藤事業支援者担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 まず、具体的な支援ということでございますが、家族向けの説明会で御家族の方からも質問としていただいているものにつきましては、現行の法人では看取り等行われていないけれど、今後、新法人になってどういうふうな形になるのかというような質問をいただいておりまして、それについては、まだ、医師等への調整はできないんですけど、後継法人につきましては、ほかの施設で実施をしているというようなお話をとか、あとは、そうですね、今現在、水分の調整ですとかというのをやっているというようなお話

をして、ぜひ、今の利用者についてもやっていただきたいというようなお話をもひただいておりますので、今、現法人で行っているサービスにつきまして、そのまま引継ぎをしていただくということと、プラス、今の新しい法人のほうでやっていないことについても、積極的にやっていただくというような形のお話をもひただいておりますので、そういったところが具体的な支援という形につながっていくのかなというふうに思っております。

それから、今の職員の雇用を守るということでございますが、今、新法人のほうで個別の面接をして、新法人といたしましては、運営が安定してできるような形ということで、今の職員さん、なるべく残っていただくという形で面接をするというふうな形を聞いております。それで、雇用の賃金ですとかの問題ございますので、職員の方にも選択のことをしていただくということが必要になってくるかと思います。現法人につきましては、移るか、移らないかにつきましては、移らない判断をした場合については、今現在の法人のほうで残っていただくということも職員の方にはお伝えをしているということでございますので、直ちに今の新しい法人に移らなければ職員の雇用がなくなってしまうという形ではないというふうに認識しております。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 そうですね。ただ、多くの職員の方が今まで働いているところを離れ、離れないでこのまま続けたいと思っていらっしゃる方が多いと思いますので、ぜひその勤務体制が後退しないように、そして、継続雇用を希望されている方は、希望継続ができるよう、区としても積極的にしっかりと見届けていっていただきたいと思います。

あと一点、万が一、奉優会の雇用条件で職員の雇用が守れないのなら、介護福祉提供の責任を果たす立場から、千駄木の郷を筆頭に、旧区立4特養を区立に戻し、介護施設とケア労働者の雇用を守るべきだと思います。このことはいかがでしょうか。

○のぐち委員長 佐藤課長。

○佐藤事業者支援担当課長 先ほども答弁させていただきましたとおり、今、個別の面接をしておりますので、事業者さん、新事業者につきましては、今の法人の職員の方には多くの方に残っていただきたいという形で進めているというふうに聞いておりますので、区のほうにつきましても、これから職員の方の不安をなくすような形で支援、話を来ていただくという形を求めていきたいと思っております。

それから、区立に戻すことにつきましては、民間の考え方につきまして、運営法人、運営を民間の活力という形をとらせてひただいて、区の介護事業を進めているということがござ

いますので、区立に戻す考えはございません。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。ちょっともう最後のお願いになりますが、御家族の方の文書へのお願いは、文書で回答して、まだこれからでもいいと思います。文書で回答していただければ、お願いですけど、その辺も御検討ください。

○のぐち委員長 要望ということで。

沢田委員。

○沢田委員 私からも、続いて特別養護老人ホーム千駄木の郷の事業引継ぎについてです。ちょうど、千田委員が、これまでの進捗ですね、と課題については質問いただいたので、私から伺いたいのは、その間ですね、この間といったほうがいいでしょうか、やり取りの中で、区と新法人との間に認識のズレが生じてないかというところです。具体的には、ちょっと何点かあるんですよ。ですけど、まず、一つ私が一番大きいなと思っているのは、前回、9月22日のこの委員会で激変緩和の議論をしたじゃないですか。その中で、私が例に挙げたのは東京都の介護サービス情報公表システムのデータですね。これを見ると、現在の千駄木の郷は経験年数5年以上の介護職員の割合が75%、これに対して、反対に新法人が運営している類似の施設では5年未満の職員の割合が約75%なんですよね。職員の勤続の状況が全く違うと。区はその変化が起きないように、要は激変を回避するために引継ぎも含めて伴走支援するという御答弁だったと思うんです。

ただ、一方で、先ほど千田委員のお話にありました先日の職員説明会ですか、新法人から現行法人職員への説明会の中では、まず、前回の委員会で継続雇用のハードルの一つだつて指摘をしたショート夜勤やりますという説明がいきなりあったんですよね。で、先ほど質疑にあったとおり現給保障の説明もない、退職金要求の引継ぎもない、ほぼ新規採用と同等の条件が提示されて、加えて言うと、異動も3年に1回ぐらいあるんじゃないかというような話もあったと。これは、あくまで全体説明会での説明だよという話ありましたけど、少なくとも私がかつて聞いた現法人職員の希望する内容と、区が把握していますよね、その内容を、同じような内容を把握していると前回確認したので、その職員の希望とも大きく違うと思うんですよ。

ここで確認したいのは、新法人は、プロポーザルのときに区に対して職員の継続雇用に最大限配慮するって法人さんが言ったんですよね。過去に激変緩和も講じた例があったのでという説明を、あたかもやろうと思えばできるというような説明をしたんですよね。なのに、

職員への全体説明会では、それと裏腹な説明をしたんですかね。それとも、単純に私が前回伺った区の認識が違っていたんですかね。前回の委員会では、経験者はのどから手が出るほど欲しい人材のはずだというような部長さんの答弁もありましたけど、実際の新法人の認識はそうじやなかったということなんでしょうか。伺います。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 新法人につきましては、今、委員がおっしゃられたとおり、今の現法人の職員については残っていただきたいという形を説明をいただいております。先ほども説明しましたけれど、今回の一般向けの説明会については、一般的なことという形になつております。今後、雇用の、職員の方の雇用年数ですとかの違いがございますので、個別の面談を実施をする中で、今後の雇用の条件というのをお伝えいただくという形になるというふうに聞いておりますので、その中で提示をいただいて、残るか残らないかの判断をしていただくというような形。新法人としては残っていただきたいという形で提示をいただくというふうに聞いておりますので、区の認識としては違うという形にはなっていないというふうに思っております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 安心しました。区の認識は少なくとも新法人の認識と同じだということで。ただ、一方では、今回の全体説明会が一般的なことだったからか、もしくは、今後、個別の面談で提示するためだったのか分かりませんが、少なくとも参加した職員が、あ、この人たちは私たちに残ってほしいというメッセージを受け取れないような伝え方をしちゃったみたいなんですね。これが何でなのかなというところなんです。認識は違っていないのに、何でそういうことが起きてしまったのか。先ほども、現法人、新法人、区の3者で話を十分にしながら進めている、引継ぎを進めているという話がありましたよね。ということは、職員説明会でどういう説明を現行法人の職員さんにするかということも区は事前に当然把握をしていたんですね。こんな説明しますよって聞いた上で、今、申し上げたようなその説明内容に違和感を感じませんでした。

例えばですよ、ショート夜勤は、ショート夜勤については、先ほどの部長さんの答弁では、職員同士の意思疎通が図れるから介護の質が高まるというような答弁ありましたけど、少なくとも現行法人の職員からは、ショート夜勤は職員の負担が増えるからやめてほしいと明確な希望を聞いているじゃないですか。今の部長さんの御答弁というのは、あれは区の意思、判断なんですか。それとも新法人の意思、判断なんですか。そこも含めてお伺いしたいんで

すが。

○のぐち委員長 佐藤課長。

○佐藤事業者支援担当課長 説明会の受け止め方につきましては、個々の受け止め方がありますので、一概にどういうふうな形で説明すればお伝えできるのかというところになるかと思いますが、区としては、資料としては、この資料を使います、説明としてはこの説明をしますというふうに聞いておりますので、そちらのほうの説明で一般的な説明をして、最終的にはその個人の面談について条件提示をしていくというような形のことも聞いてございます。

○のぐち委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 恐縮でございます。先ほど私の答弁に関してということでの御質問がございましたので、改めて補足をさせていただければと思います。今、現行法人も様々すばらしい介護サービスを提供していただいているというふうに思ってございます。その中で、先ほど担当課長からもありましたように、新しい法人もですね、例えば看取りであるとか、あるいはＩＣＴを活用した様々なシステムであるとか、職員の研修システムであるとか、非常にすばらしいものを持っています。この両方をしっかりとミックスしながら、さらにより介護サービスを提供していきたいという話を聞いている中で、一例として、そういった法人同士の中で事業の内容の違いがあると、それについては一長一短があるということを御紹介したものでございます。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。区の認識としては、ショート夜勤もロング夜勤も一長一短があるが、一方では介護の質が高まるという話は、この区の認識というよりは、どちらかというと新法人がそういう認識でいるということなんですね。まあ、というふうに聞こえたんですが、もし違っていたら後で言っていただきたいんですけど。

で、説明会、全体説明会の説明内容も区は十分に意識、認識をしていたと。その上で違和感を感じなかった。ただ、一方では現行法人の職員の一部の職員、受け取った、これ多分全員ということじゃないんですよね、一部の人が受け取りによっては違う認識を持ってしまったというコミュニケーションのずれが生じた今回結果だったのかなと思うんですね。まあ、それを指摘して、別にそのずれのないようにしてくださいということは簡単なんんですけど、ただですね、私はここにちょっともう少し複雑な問題が眠っているんじゃないかなと思っていて、決算審査で伺いましたよね。少なくとも、そこが起きないように進めるという御答弁だったと思うんです。新法人は今年度も複数新規事業を進めていますよと、ほかでもいろん

な新しい事業を進めているんだ。でも、区がつなぐことで千駄木の郷がこれまで大切にしてきたものは守れるように最大限努力するということで、そういう法人の体制に対して区が一定のその伴走をすることで、ちゃんとした方向を守りたいという表明をいただきたい、いただいたわけじゃないですか。で、私、そのとき指摘したんですよね。介護法人って二極化していますよねと。利用者や職員優先の法人と金もうけ優先の法人に。後者は必ず人件費の高い経験豊富な職員を切って安い労働力に切り替えるだろうと。そうして浮かしたお金で公募案件を獲得して事業を拡大してさらに資産を増やしていくと。くれぐれも区が金もうけの片棒担ぎをすることのないよう注意してねというお話をしたと思うんですけど、本当に今回これ大丈夫ですか。事業拡大についての新法人の認識は区としても十分に確認されているんでしょうか。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 今回、現法人につきましても、新法人につきましても、社会福祉法人になりますので、お金もうけという形ではなく、社会に貢献をするという形の法人の考え方になっているというふうに認識しております。

区といたしましては、新法人の対応につきまして、今回も、今、運営をしている法人のほうに、職員の方に来ていただいて、疑問点などについて質問いただく場というのを設けていくというふうに聞いておりますので、個々に考え方違いますので、今の支援について自信を持っているという形もございますが、新しい方法についても説明をして、十分説明をしていくというふうに新法人のほうでは言っておりますので、まず、その意見を交換していただくという形で、区のほうとしてもつないでいくという形をやっていきたいというふうに思っております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 今、ちょっと大事な論点があったなと思うんです。新法人は社会福祉法人なので、金もうけではなくて社会貢献を優先するという認識を区がお持ちだということなんんですけど、要は社会福祉法人であればそういう危惧はないっていうふうに聞こえちゃうんですよね。いや、本当に私は心配しているんですよ。そういう部分です。社会福祉法人だったら大丈夫かという。そう思っているうちに、本当に職員が全員辞めてしまわないかって思っているんです。かつて、前回の議論の中でも、経営体力がある法人という表現されたと思うんですけど、経営体力と職員の流動性ってトレードオフですよね。お分かりだと思います。見方を変えると、万が一全員が辞めてしまっても経営を続けていける体力がある法人ということですよ。

そういう法人を区は選んでいる。経営体力のある法人を。社会福祉法人だから、純粹に社会貢献を目的としているだろうという認識でもし選んでいるとしたら、私はちょっと問題かなと思うんです。

新法人の認識について確認をされたということだったんで、改めて伺いますが、その先月、本会議の一般質問でも浅田委員が聞きましたよね、継続雇用について。具体例としては、賃金水準の保障、年休の継続、勤続年数、経験年数の考慮って挙げました。で、区の答弁は、あ、区長の答弁は、職員の雇用条件は次期運営法人の判断によるんですが、質の高い介護サービスの継続のため、雇用の安定に極力の配慮を求め、事業引継ぎが円滑に行えるよう支援していくというものだったわけですよね。区の認識はそうなんですが、新法人の認識も本当にそうだって確認をしたんですか。プロポーザルのときはそう言ったと思いますけど、今、まさに職員説明会をしているこの状況で、その都度、確認しながら進められているんですか。

○のぐち委員長 佐藤課長。

○佐藤事業者支援担当課長 この件につきましては、利用者の御家族説明会のときにも同じような御意見をいただきしております、区の職員、区の職員じゃない、ごめんなさい、現職員について残っていただきたいというお話もいただきしております、その御回答の中でも、極力残っていただくような形でお話をしていくということも聞いてございます。その後、打合せ等もさせていただいて、内容的には同じ内容をお話しさせていただいて、あとは個別の説明、面接の中でお話を聞かせていただいて、条件提示をしていただくというふうに聞いておりますので、認識としてはずれてないというふうに思っております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 分かりました。社会福祉法人だというだけじゃなくてね、その後、もう頻繁にやり取りをする中で、その核心を区としても深められているということなので、ちょっと一瞬不安だったのでね、突っ込んで伺ったんですけど、そこは今後もやり取りの中で堅持いただきたいなというところで。

今、利用者説明会の話があったんで、ついでにちょっと伺いますが、先ほど利用者家族の6割が新法人に対して職員の雇用継続を要望を出したという話がありましたよね。そうした利用者や家族の声に対して、新法人は利用者説明会の場で回答されていると。もしくは、その後かもしれませんけど。そのやり取りの中でですね、利用者説明会のやり取りの中で、そんなことを言っても、高給取りだって仕事もしない職員もいるんですよと、そういう趣旨のやり取りがあったって伺ったんです。伝聞なので、これ間違っているかもしれないんですけど

ど、そういう認識、区にありました。もしあつたとしたら、それ区に対する姿勢と利用者や職員に対する姿勢がズれているような気がするんですけど、いかがでしょうか。

○のぐち委員長 佐藤課長。

○佐藤事業者支援担当課長 利用者、御家族向けの説明会の中で、全ての職員の方に残っていただきたいというお話をした中で、全てではなくて、そういう年数を重ねていて、仕事をやらないというような形の職員については、法人としては引継ぎのほうをできないというような趣旨の説明をしているというような状況でございます。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 よく分かりました。そういうことなんですね、年数を重ねている経験あるけれども、やっぱり、その仕事をやらない職員もいるので、そういう人はという話なんですね。これ、ただ、その仕事をやるやらないという判断は、実際にやらせてみて判断するんですかね。あ、まあまあ、ごめんなさいね。そんなこと区に聞いてもしようがないんですけどね。要は、最初の今回の説明の中では、採用の前段の説明でされているわけですよね。そこで、あたかも新規採用と同じですよみたいな説明をしたら、それはみんなほかに行っちゃいますよね。ただでさえ介護業界全体からもう人が逃げている状況なんで。別のところへ行ったら帰っこないですよ。人が大事と言いながら、実際は人材流出を加速しているように見えると、一部の職員さんから見るとそういうふうに見えてしまったという説明会の内容については、改めてですね、その利用者説明会のほうも含めてですよ、利用者家族もそういう不安を感じたということなんですから、ここは改めて区として誠実に新法人とやり取りをして、誤解のないようにしておいていただきたいです。これ、まず要望一点です。

ちょっとこれ、最後にもう一個だけお伺いしたいのは、財務諸表の関係なんですね。私が金もうけ優先の法人の片棒担ぎするようなことは今後もないようにしてくださいねと、今後ですね、ないようにしてくださいねって申し上げたのは、独立行政法人福祉医療機構ですね、WAM NET（ワムネット）ってありますが、ここが運営する社会福祉法人の財務諸表と電子開示システムがあるんですが、ここで全国の社会福祉法人に関する現況報告書、それから計算書類を公表しているんですね。区も御存じだと思います。それ遡ってみると、新法人は過去10年間以上にわたって経営統合、それから公募案件の獲得で事業拡大を続けています。特に財務諸表を見ると、流動資産を潤沢に確保して、新規事業にすぐ資金投下ができるような柔軟な経営体制を整えている。これ方針としても出ているのでね、明らかなんですね。要は、ああ、ごめんなさい、明らかというのはごめんなさい、書面上は出ています。区

が認識していたかどうかというのは明らかじゃないですよね。要は、その拡大成長を優先しますということを明言している法人なんですけど、こういう認識はありました。

○のぐち委員長 沢田委員、財務諸表についての御質問ということですよね、今。

（発言する人あり）

○のぐち委員長 それについて、佐藤課長。

○佐藤事業者支援担当課長 法人の個々の方針ですか運営のことについて、区のほうでお伝えをすることはできませんので、ここでの御回答のほうは控えさせていただきます。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 分かりました。要は、区は把握しているかもしれないが、それについては答えられないということですね。当然、把握していますよね。プロポーザルで、一定、その財務諸表を見るわけですからね、10年も遡っては見ないかもしれませんけど。そこで、多分、この数年間で見えている傾向が、ずっとこのところ続いていると思うんですよね。要は、私としては、区の認識が法人は拡大成長し続けている法人であると。だけれども、一方では利用者も職員も大事にする。ある種、もう万能な法人だという認識で、今回、事業を進めているんじゃないかと思うんです。ただ、先ほど述べた、述べてないや、すいません、本当はね、伺おうと思っていたんですけどね、ダブルスタンダードが起きているわけですよ。話はしましたよね。コミュニケーションのギャップが起きているというのは、要は区に対しては利用者も職員も大事にしますよって言っているけれども、一方では、利用者や職員の一部の方かもしれませんけれども、が違うメッセージを受け取っちゃっているわけですからね。それは区として最後まで責任を持ってダブルスタンダードの解消に向けて努力をいただきたいということ、これは最後に申し上げたいところです。あ、これは当然、区の介護事業全般に共通する問題ですからね、今後もずっとそうだと思います。今回大きく出てきたのは職員の継続雇用の問題でした。プロポーザルでは新法人やりますと言ひながら、職員や利用者には違うことをあたかも言っているような受け止められ方をしてしまった。そういうことがないようにですね、区は確認していると言いました。そうじゃないですと。法人は本当に職員や利用者を大事にするということを区との認識も共有できているということなので、要は今後これが有言実行となるかどうか。これを区が責任を持っていただきたいと思います。じゃないと、プロポーザル、うそをいくら並べても大丈夫ということになってしまいますのでね、事業の、介護事業の根幹に関わる問題ですので、くれぐれも御留意いただきたいと思います。

以上です。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 区民の声を基にお伺いしたいと思います。令和7年9月受け付けの障害児の診断費用に関する助成制度の新設についてという要望でございます。重複障害を持つ子の保護者ということで、手帳取得の際に必要な診断書作成費用を助成していただきたいという内容でございました。区からの回答は、公的な給付制度を利用される際にかかる費用については、原則として申請される方に御負担いただくとした上で、他自治体の取組について情報収集するというふうに回答されております。確かに原則との回答のとおり、ほかの自治体でもあまり多くは見られていないかなと思いますけれども、障害児の発達支援を後押しするためには、区が診断書の費用負担を行うというのは非常に強いメッセージになるかなというふうに思いますので、ぜひ取組をお願いしたく、質問させていただきます。

この問合せから3か月目になりますが、情報収集の状況はいかがでしょうか。

○のぐち委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 ただいま委員のほうからお話がありましたように、私どものほうでも他の自治体の取組の情報収集を行っている中では、なかなかこういった手当の診断書料を助成している自治体というのが見受けられないというような状況でございます。逆にですね、例えば身体障害者福祉手帳ですとか、精神障害者保健福祉手帳の診断書料については、一部の自治体のほうが補助をしているというところは確認はできているんですが、手当の診断書については、ちょっと事例としてはなかなか見当たらないというような状況でございます。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 承知しました。ありがとうございます。あれ、私、この要望に該当する施策、23区で見ると、千代田区や港区の例があるのかなというふうに思ったんですけれども。あと世田谷区では保健センターが無料で診断書を発行しているということで、こういった取組もぜひ区の中で、例えば保健サービスセンターと連携してできないかといったような研究は前向きに行っていただきたいなというふうに思ったんですけども、私の認識、ちょっと違ったら訂正したいと思いますが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長 永尾課長。

○永尾障害福祉課長 この区民の声に対する回答、先ほど委員のほうからお話がありましたが、基本的な区の考え方としましては、障害福祉の分野だけでなく、様々な行政サービスを利用するに当たっての費用負担というのは、原則として申請される方が負担するものというふうに認識をしております。これは、そういう制度を利用される方と利用されてない方の公平

性の観点もございます。ただ、一方、委員のほうからお話がありました他の自治体の取組というのは、いろんな先進事例があろうかと思いますので、そういったところは引き続き、情報収集のほうは続けてまいりたいと考えております。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 承知いたしました。こういうときによく出てくる、その公平性の担保だとか、あと行政の支援をどこまで無料にしたらいいのかというお考えは確かに分かるんですけれども、一方で、手帳を受けて適切なサポートを受けるというのは、障害者・児の皆さんの権利であって、助成を受けることで得するって話じゃないんですよね。なので、ちょっとほかの施策とのバランスという話にもなるのかもしれませんけれども、ぜひ障害児の将来の可能性という観点から支援していただきたいなと重ねて要望させていただきます。

で、ちょっと具体的な事例なんですけれども、例えばの話で恐縮ですが、低所得の世帯だと、5,000円の負担、ああ、大体、診断書料って5,000円とかそれぐらいなのかなという前提で言いますけれども、5,000円の負担って物すごく大きくて、その先の手続を一瞬躊躇しちゃうような金額なのかなというふうに思うんですけれども、区として、この区民の声のほかに、例えば負担が大きいというような声は聞いていたり、その金額で戸惑ってしまったというような事例は受け取っていないでしょうか。というのも、一定の所得世帯への負担軽減というのも一つの方策としてはありますかと思うのですが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長 永尾課長。

○永尾障害福祉課長 こうした区民の声以外で、直接、いろんな窓口で御相談のほうも受けているんですが、こうした診断書への助成というところでは、御意見としては、私が把握する限りでは現時点ではないというふうには認識しております。ただ、当然、いろんな御家庭の状況の方がいらっしゃいますので、そういったところは潜在的なニーズというのはあるのかなというふうには思っております。

先ほど、身体障害者福祉手帳ですか精神障害者保健福祉手帳の診断書料の助成をやっている自治体の幾つかあるというふうに申し上げたんですが、そこも、今、委員のほうからお話がありました、5,000円というのが一つ事例としては示されていますので、そういった取組のほうは参考にしたいというふうに考えておりますが、ただ、基本的な現時点での考え方としましては、やはり基本的に公的なサービスを受けるというところにつきましては、その費用負担はやはり申請される方が御負担いただくというのが基本になるというふうには認識しております。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 区としての考えはよく分かったんですけれども、先ほどの答弁の中にあった、声なき声もあるんじゃないかというふうに想像してくださった御答弁、本当に大切に受け止めたいなというふうに思います。やっぱりこう、わざわざ文書にして区に声を届けるというのは、我々なんかも反省しなきやいけないです、皆さんところにも届く声というのは本当にすごいエネルギーがあってやっと届いた声だと思いますので、そういったところは今後も想像していただきたいですし、課長が御答弁の中で想像を巡らせていただいたことは非常にありがたいなと思いますので、ぜひ取組が進むことを期待させていただきます。

以上です。

○のぐち委員長 以上で、一般質問終了いたします。

○のぐち委員長 その他に移ります。

本会議の委員会報告について、文案の作成については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長 委員会記録について、本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長 では、以上で本日の厚生委員会を閉会いたします。

午後 1時55分 閉会